



「みんなで助け合い誰もが安心して暮らすことができる福祉でまちづくり」を実現するためこの計画は5年間のわたしたちが取組んでいく目標(ゴール)への羅針盤です。

3つの目標(ゴール)に向けて、9つの基本施策を設定しています。

目標

助け合い 支え合おう 目標2

困りごとを みんなで 受け止めよう 目標3

安心・安全な くらしを





## はじめに



中国武漢での"最初の感染者"から3年、人々とコロナウイルスとの戦いは収まりの気配が見えてきたコロナ禍でありますが、今度は人と人が戦う、不安定な世界の春を迎えています。世に生きる全ての人々がこぞって知恵を出し合い明るく楽しい世相を創造したいものであります。

また、ノーマライゼーション…段差を取り除くバリアフリーではなく、段差そのものを基本から考え直して設計するという、根本的で基礎的にシフトする考え方が広まってきました。社会は優しいと感じたとき生きていけると思った。脳性まひを克服したお医者さんの言葉です。齢を重ねると、ご縁が社会を作ることを実感します。先ずは自分を労わり、家族を育み、社会を温かく創造しましょう。

「住みなれたまちでいつまでも自分らしい生活を送りたい。」これは多くの町民の願いであります。皆 さまのこうした願いを実現させていくためにも、地域福祉への関心や意識を高め、地域を構成する誰も が主役となり、仕組み作りを推進する力を創り上げましょう。

こんな考え方を盛り込んで「みんなで助け合い誰でもが安心して暮らすことのできる福祉でまちづくり」を基本目標として取り組んで参りました「紫波町地域福祉活動計画」は令和5年、6年目の取り組みに入ります。第2次計画を策定するにあたり、町の方々から頂いたアンケートには、本活動を指示して下さるもの、批判の中にも行く道を導いて下さるもの、厳しい生活に耐える苦悩の叫びが聞こえてくる等多くのお言葉を頂きました。ありがとうございます。

紫波町社会福祉協議会職員一同は、福祉の担い手として住む人々、行政、市民団体が立場を超えて出会い、語り合う「活動の場・社会復帰の場」を創り上げる可能性に取り組みます。

本計画は、町が策定している紫波町地域福祉計画を受け、地域福祉推進という共通目的に向かって福祉活動を実行する行動計画であります。地域の皆様と連携、協力した取り組みを進めてまいりますので、より一層のご支援とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

結びに、この本計画を策定するにあたり、多くの時間を費やしご審議いただきました、活動計画策定委員会委員長の細川恵子様、石亀孝文様をはじめ委員の皆様と、ご協力をいただきました多くの皆さまに心から感謝とお礼を申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人 紫波町社会福祉協議会 会 長 近 藤 英 一

## あいさつ



今回、第2次紫波町地域福祉活動計画の策定にあたり、策定委員長を務めさせていただきました。1 年間を通して、策定委員会や作業委員会でたくさんのご意見をいただけたこと、またアンケートやパブ リックコメントにご協力いただけたことに心から感謝いたします。

委員会が開かれるごとに皆さんと紫波町の福祉について考え話し合ってきました。「みんなで助け合い誰もが安心して暮らすことができる福祉でまちづくり」という目標に向かうため、具体的に何をしたらいいのか、どんなことが必要なのか。地域福祉といっても幅広くいろんな分野があり多くの課題がある中で、なるべくわかりやすい形にしたいと考え進めてきました。その中で最終的に3つの目標を決めて取り組んでいこうという形ができました。

策定委員会では、行政や福祉関係者のほか、商工会や農業事業者の方も交って議論することができました。その全ての意見が反映されているわけではありませんが、いろんな職種の方々と話し合ってきたこと、そのものが「福祉でまちづくり」の時間だったと感じます。

いくら立派な計画でも、実践が伴わなければただの紙きれとなってしまいます。これからこの計画を 社協が中心となって実行していくことになりますが、アイデアを出し合い地域を巻き込んだ新しい取り 組みがたくさん生まれることを期待しています。

またその途中での見直しも大事にしたいと思います。福祉というと課題だけが浮き彫りにされることが多く、成果を感じにくいものです。今回具体的に計画を立てたことで、できていることへの評価もしやすくなりました。ここまでは進んでるねという評価も公表し共有していきたいものです。

全ての町民の皆様の笑顔の時間が1分1秒でも増えますように、そのためにこの計画が役に立てば幸いです。

令和5年3月

紫波町地域福祉活動計画 策定委員長 細 川 恵 子

# 目 次

第	1	章	計	画の	)策定	にあ	たっ	って					 	 	 . 1
	1 2 3 4 5	地域計画的計画	福祉 の位 期間	とは . 置づけ	遠旨と背 ······· ······ ······					 			  	 	 3 4
第		-			祉を										
	1 2	統計以紫波	にみ。 町の:	る現状 地域福	さ 6祉にお	 ;ける調							 	 	 7 14
第	3	章	計	画の	)基本	的な	考	え方					 	 	 17
:	1 2 3	計画	の基準	本目標									 	 	 18
第	4	章	施	策 <i>0.</i>	展開	]							 	 	 20
Ź	基本	注目標 注目標 注目標	2 1	住民の	い・支 )困りご 安全な	ごとを受	をけ止	める糸	総合相	目談体	制づ	くり.	 	 	 26
第	5	章	計	画の	推進	<u>.</u>							 	 	 38
	1 2				」 <sup>조</sup> 価										

資料	編40
1	事業一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
2	事業一覧 (5年後の目標) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	アンケート調査結果からみる現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
4	第2次紫波町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・61
5	第2次紫波町地域福祉活動計画作業委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・62
6	策定経過······63
7	素案へのパブリック・コメント実施要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
8	関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
9	計画に出てくる用語説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70



## 計画の策定にあたって

### ∥1 計画の策定の趣旨と背景

### (1) 社会的な動向

近年、少子高齢化の急速な進行、単身世帯の増加などの影響により、日々の暮らしにおける生活課題は複雑化・多様化するとともに、家族のつながりや地域コミュニティの希薄化、社会的な孤立化が進行し、日常生活に不安を抱えている人が増えています。

また、障がいのある子の親が要介護者となる世帯や介護と育児を同時に行うダブルケア問題を抱える世帯の増加、ひきこもりなどの長期化による8050問題など、複合的な課題を抱えるケースも増えています。

このような課題に対しては、地域コミュニティが持つ役割や機能を見直すとともに、 地域の中で居場所づくりを行うなど、地域や人とのつながりが感じられる社会を実現 していくことが求められており、分野を超えて関係者が連携し、対応していくことが 必要です。

また、高齢化が進み、支援が必要な人が増える一方で、地域福祉活動に取り組む地域住民の減少が懸念されています。地域における支え合いや助け合いの取り組みが将来にわたり持続できるよう、地域福祉に関する啓発や情報発信などを進めることで、一人ひとりの関心を高め、地域福祉を担う人材や団体などの多様な担い手を支援・育成していくことが必要です。

さらには、近年多発している自然災害や、近い将来発生が予測される三陸沖北部地震等の広域大規模災害に備え、地域のつながりや地域コミュニティによる支え合い体制の確立、地域の受援力の強化、行政・社会福祉協議会・多様な支援団体等との連携・協働による支援が求められています。

#### (2)国の動向

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがいや地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指しています。

また、社会福祉法第4条において、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者や社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように地域福祉の推進に努めなければならないと位置づけられており、社会福祉協議会は地域福祉の推進を図る公益性をもった民間団体として、地域福祉活動計画の策定にあたっては、地域住民、多様な福祉活動を行う団体等の民間相互の協働計画としての性格をより明確にすることが求められています。

### (3)計画の策定の趣旨

紫波町社会福祉協議会では、平成30(2018)年3月に「紫波町地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

この度、計画期間が満了することから、「紫波町地域福祉計画」と「紫波町地域福祉活動計画」が今後も本町の地域福祉を推進するいわば"車の両輪"として機能するよう、行政と連携を図りながら、「第2次紫波町地域福祉活動計画」を策定することとしました。

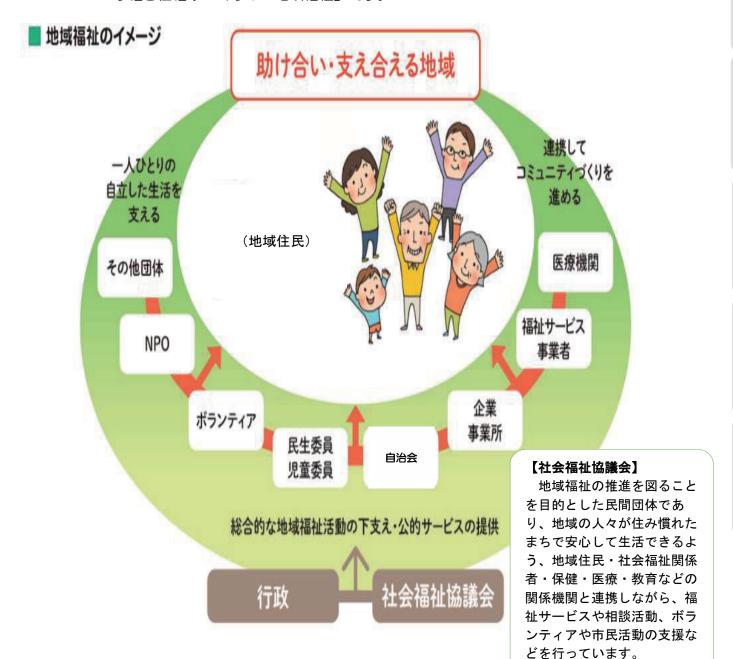


### ||2 地域福祉とは

我が国の福祉においては、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等の対象別に、それぞれの法律や制度によって、必要な福祉サービスが提供されてきました。

これからの地域社会においては、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で 安心していきいきと暮らしながら「福祉(幸せや豊かさ)」を実感できる仕組みをつく り、持続させていくことが求められます。

そのためには、地域社会における様々な生活課題について、地域住民、行政、社会福祉協議会、地域の関係団体、ボランティア、福祉関係事業者等が協力し、ともに連携・協働しながら解決につなげていくことがますます重要となり、その課題解決に取り組む仕組みづくりが「地域福祉」です。



### ∥3 計画の位置づけ

### (1) 社会福祉協議会と地域福祉活動計画

#### ① 社会福祉協議会とは

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に規定された地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体であり、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指し、地域住民・社会福祉関係者・保健・医療・福祉・教育などの関係機関と連携・協働しながら、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など様々な活動を行っています。

#### ② 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となり、地域を構成する住民や民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・福祉・教育などの関係機関とともに相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

#### ③ 地域福祉計画との関係

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定された「市町村地域福祉計画」であ り、地域福祉活動計画とともに地域福祉の推進を目指すものであるため、行政と社会 福祉協議会が基本理念、基本目標を共有し、それぞれの立場において役割を担い、相 互に連携し、補完、補強しあいながら地域福祉を進めていきます。



### ∥4 計画期間

本計画の実施期間は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。

ただし、今後の社会情勢の変化や紫波町地域福祉計画等関連計画との整合性を見極めながら、必要に応じて計画を見直すこととします。

### ||5 計画策定の方法

### (1) 地域福祉に関するアンケート調査の実施

地域福祉に関する取り組みや考えなどを把握するため、地域福祉について町民アンケート調査を実施しました。

### (2) 地域福祉に関する中学生アンケート調査の実施

地域福祉に関する考えなどを把握するため、地域福祉について町内の中学生にアンケート調査を実施しました。

### (3) 地域福祉に関する福祉関係団体へのアンケート調査の実施

地域福祉に関する取り組みや考えなどを把握するため、高齢者団体、障害者団体、民生児童委員、ボランティア団体、子育て支援センター利用者等の町内の様々な団体に、アンケート調査を実施しました。

### (4) 地区社会福祉協議会との懇談会の開催

令和4年10月31日に標記懇談会を開催し、各地域で取り組んでいる取組みや課題についてお伺いをし、併せて本計画の進捗状況について説明させていただきながら、情報共有を図りました。

### (5) 紫波町地域福祉活動計画策定委員会の開催

本計画の策定にあたり、住民参加により計画を策定する場として、地域の代表者、福 祉関係者、民生児童委員、行政機関関係者等で構成する「紫波町地域福祉活動計画策定 委員会」を設置し、審議・検討を行いました。

### (6) 紫波町地域福祉活動計画作業委員会の開催

本計画を策定するため、これまでの計画の取組みの検証や町全域における福祉の現 状と課題の把握、今後必要なサービスと将来の展望などについて、社協職員及び町担 当課職員で構成された「紫波町地域福祉活動計画作業委員会」を設置し、検討を行い ました。

### (7) パブリックコメントの実施

令和4(2022)年12月~翌年1月に、パブリックコメントを実施し、計画素案 に対する幅広い意見を聴取しました。

### SDGs(持続可能な開発目標)

### ▶ 持続可能な地域社会の実現に向けて

SDGs (エス・ディー・ジーズ・Sustainable Development Goals・持続可能な開発目 標) は、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに達成すべき17の環境や 開発に関する国際目標であり、「誰ひとりとして取り残さない」ことを目指した世界共通の 「未来を変えるための目標」です。

紫波町社会福祉協議会は、持続可能な地域社会の実現を目指し、地域の一員として SDGs の取り組みを推進できるよう、地域福祉活動に取り組みます。





1 貧困を なくそう



























紫波町社会福祉協議会は SDGs (持続可能な開発目標)を支援しています。



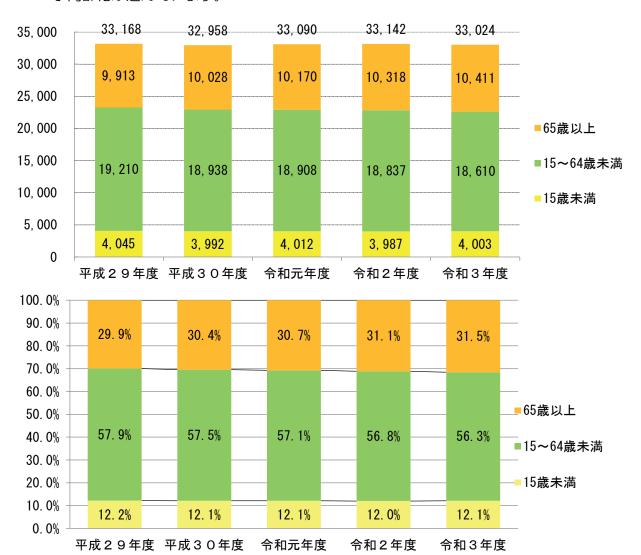
## 地域福祉を取り巻く現状と課題

### ∥1 統計にみる現状

### (1)人口の推移

#### ① 年齢3区分別人口

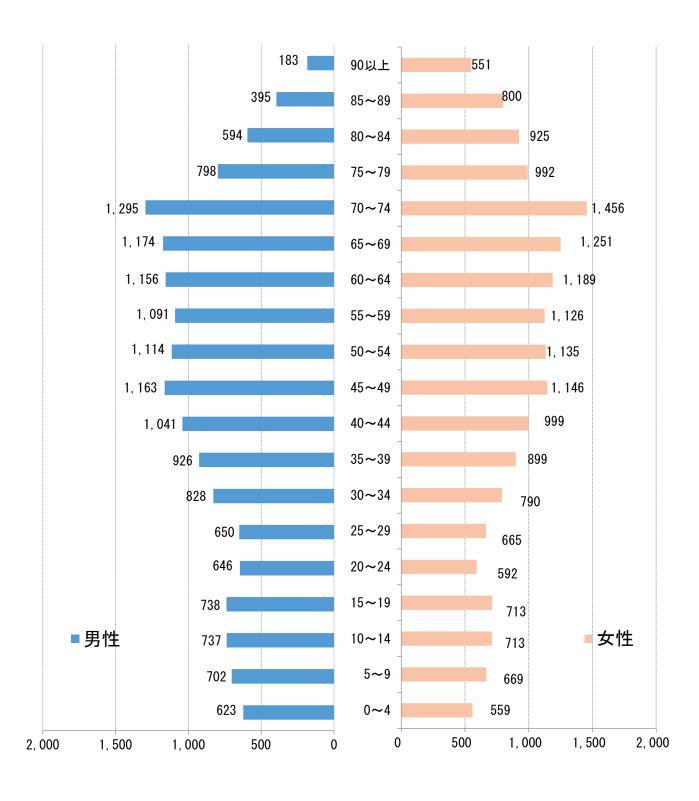
本町の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和4年3月末日現在では33,024人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口(0~14歳)は減少しているのに対し、老年人口(65歳以上)は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料:住民基本台帳 各年度末日現在

#### ② 人口ピラミッド

男女別年齢5歳階級別人口ピラミッドをみると、男女ともに 65 歳以上の人口が多く、少子高齢化がみられます。加えて、構造的に 70 歳から 74 歳の人口が最も多く、今後、高齢者人口の大幅な増加が明確に表れています。

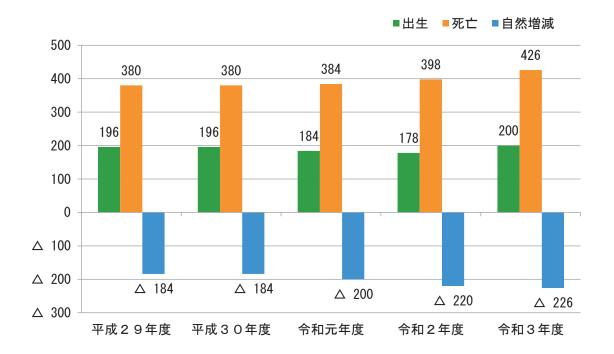


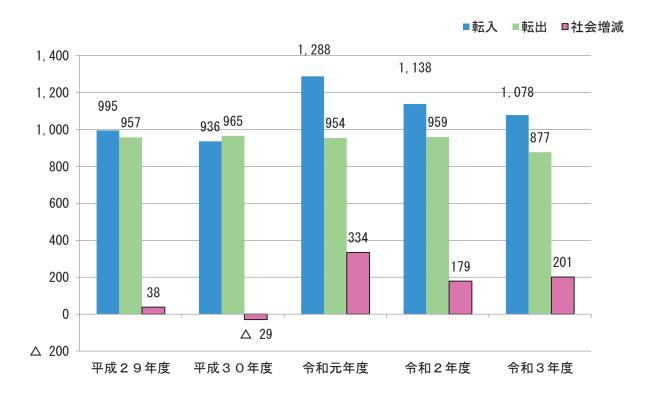
資料:住民基本台帳 各年度末日現在

#### ③ 自然動態·社会動態

自然動態について、出生数と死亡数の推移をみると、常に死亡数が出生数を上回り、令和3年度は226人の減少となっています。

また、社会動態について転入数と転出数の推移をみると、転入数が転出数を上回り、令和元年度では334人の増加となっています。





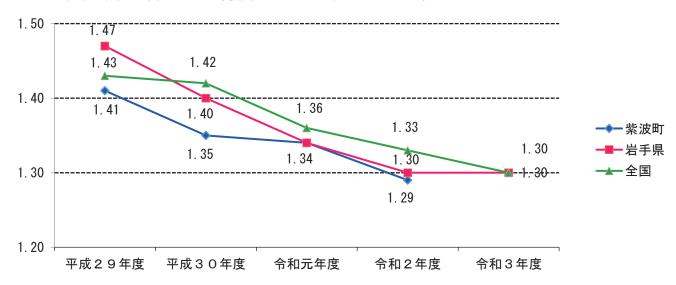
資料:人口動態統計 各年度末日現在

#### 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

#### ④ 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。この数字は一般に少子化問題との関係で用いられ、本町の合計特殊出生率は平成29年から減少傾向にあり、令和2年度で1.29となっています。

※本町の令和3年度データは掲載することが出来ませんでした。

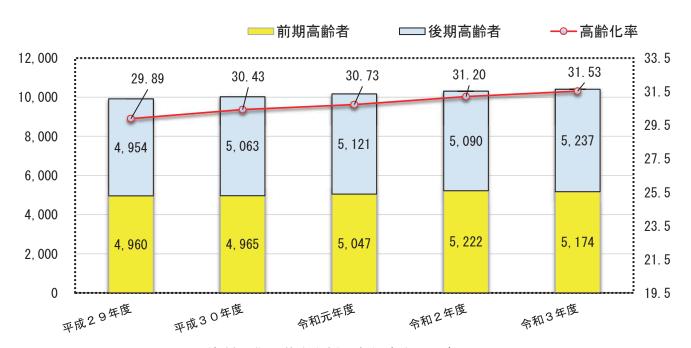


資料:岩手県保健福祉年報

### (2) 高齢者の状況

#### ① 高齢者人口と世帯の状況

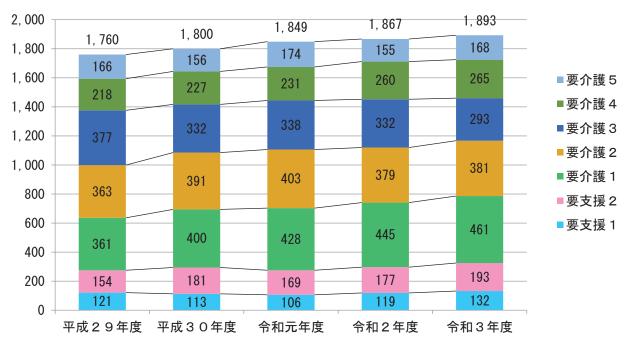
高齢者は年々増加傾向にあり、併せて高齢化率も年々増加しています。



資料:住民基本台帳 各年度末日現在

#### ② 要介護等認定者の推移

要介護(要支援)認定者数は年々増加傾向で推移し、令和4年3月末現在の認定者数は1,893人となっています。



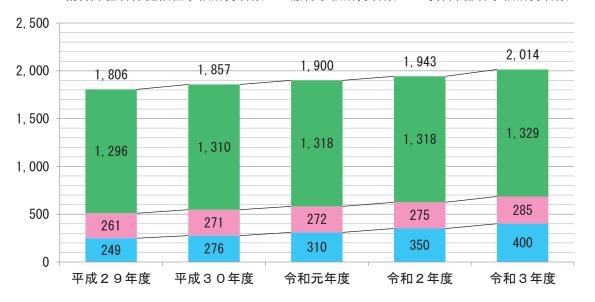
#### 資料:紫波町長寿介護課 各年度末日現在

#### (3) 障害者の状況

#### 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳の所持者は年々増加傾向で推移し、令和4年3月末現在の所持者数は 2,014人となっています。

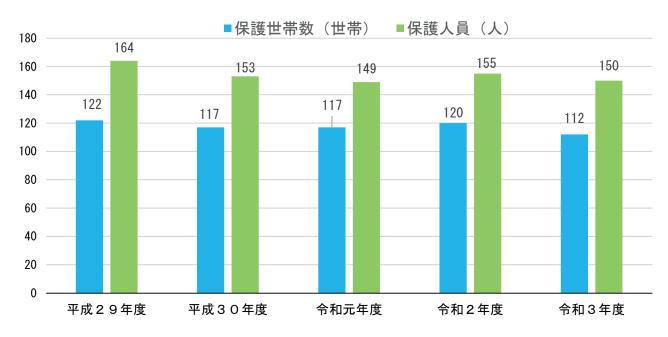




資料:紫波町健康福祉課 各年度末日現在

### (4) 生活保護の状況

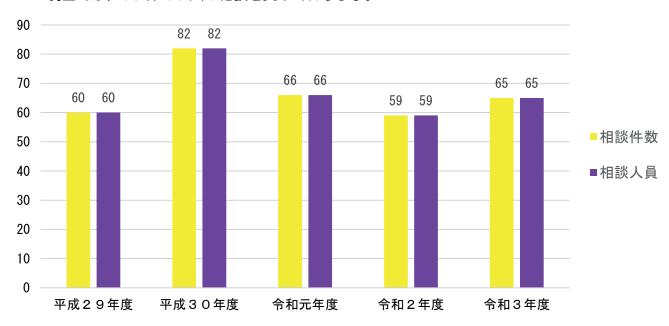
生活保護の状況は、減少傾向で推移しており、令和4年3月末現在では、保護世帯数 112 世帯、保護人員 150 人となっています。



資料:紫波町健康福祉課 各年度末日現在

### (5) ふれあい相談事業の利用状況 「

ふれあい相談所の相談件数及び相談人員は横ばいで推移しており、令和4年3月末 現在では、65件65人の相談を受けております。

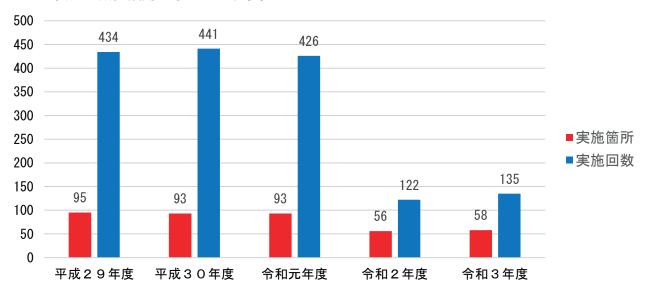


資料:紫波町社会福祉協議会 各年度末日現在

#### (6) 高齢者サロンの運営状況

高齢者サロン(いこいの家事業)は、身近な地域住民が気軽につどい、地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」などを行うことができる場です。

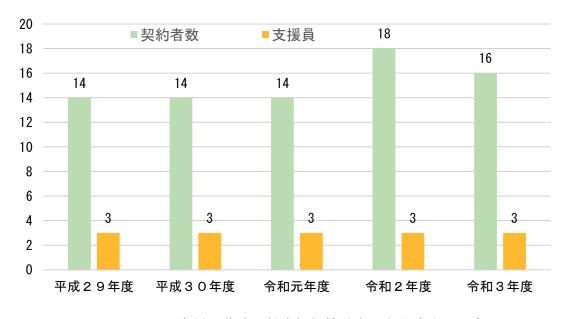
実施箇所及び実施回数については、新型コロナウイルス感染拡大の影響で令和2年度から減少傾向となっています。



### (7)福祉サービス利用援助事業の状況 -

福祉サービス利用援助事業は、判断能力の不十分な人であっても福祉サービスの利用が適切にできるよう支援するとともに、日常的金銭管理等を行う事業です。

福祉サービス利用援助事業の利用者数は、20人弱でほぼ横ばいとなっており、令和3年度は16人となっています。



資料:紫波町社会福祉協議会 各年度末日現在

### ||2 紫波町の地域福祉における課題

町民アンケートや地区社協懇談会、各種委員会等をとおして見えてきた現在の紫 波町を取り巻く地域課題について整理しました。

#### 課題 1 地域のつながりの再構築

- 地区社協懇談会では、近所づきあいや声かけなど、住民同士の交流が少ないと感じている意見が多くありました。また、自治会活動をはじめ、地域の活動や行事等へ参加する人が固定されてきており、継続が困難になりつつあるという意見もありました。
- 高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増え、今後の生活に不安を感じている人が増えており、地域の交流が少ない、新しく地域へ来た人の顔がわからないという意見もありました。
- 町民アンケートでは、「顔を合わせると挨拶程度のつきあい」と答えた人の割合が 43%とコロナ禍の影響もあり近所付き合いが希薄になっています。

#### ■取り組むべきこと

多くの人が地域で助け合い・支え合える関係になるためには、まずは一人ひとりが周囲を気にかけ、見守り、気づき、声をかけ合うことが大切です。気になった人がいたときには、声をかけたり、支援先を案内したりすることが重要です。

また、福祉への関心や理解を深めるため、自治会や民生委員・児童委員、公民館、 老人クラブなど、地域活動の核となる組織や、福祉事業者、学校、地域団体などを巻 き込んだ幅広い活動を展開していくことが必要となります。

### 課題 2 地域の活動拠点づくり

- 作業委員会では、高齢者と若者や、地域と小・中学生が交流することができる場を作る必要があるのではといった意見がありました。また、空き家や空き店舗、学校を借りてコミュニティの場として使用し、交流の場などにしたいとの意見もありました。
- 町民アンケートでは、身近な地域での住民同士の助け合い・支え合い活動を推進する ためには「住民自身が日頃から地域のつながりを持つように心がけること」が必要と いう意見が最も多い選択となっています。
- 策定委員会では、地域サロンやこども食堂などの場所を利用し、高齢者と子どもが交流できる場所が必要という意見もありました。

#### ■取り組むべきこと

気軽に集まれる場所や交流できる場所があることで、地域の世代間交流が進み、つながりの再構築につながります。地域活動には、子どもから高齢者、障がいのある人など、地域の人が親しく交流できる場や機会づくりを進めていくことが必要となります。

#### 課題 3 困りごとを受け止める相談体制の充実

- 町民アンケートでは、生活に不安なひとり暮らしの高齢者や支援につながりにくい困りごとを抱えた人が増えているとの意見がありました。
- 町民アンケートでは、「困った時に相談する相手」は家族、親族の割合が最も高く、逆に近所の人の割合は低い数値となっています。また、「行政や社協、民生委員・児童委員、学校、保育所」への相談も上記同様、低い数値となっています。
- 町民アンケートでは、社会福祉協議会の名前と活動を知っている割合は 42%となっている一方、地域の担当民生委員・児童委員が誰か知っており、仕事の内容も知っている割合は 32%となっており、認知度が高いとは言えない状況です。
- 策定委員会では町内に障害相談支援事業所が少ないことから、より多くの障害福祉サービス計画体制の構築を望む意見がありました。

#### ■取り組むべきこと

地域の生活課題を深刻化させないためには、困りごとを抱えた人を早期発見することが必要となります。このため、支援が必要な人への情報提供の充実や相談機関の周知、円滑に専門機関へつながる仕組みづくりが重要です。

また、専門職が地域へ出向き、身近なところで気軽に相談を受ける仕組みづくりも 必要となります。

### 課題 4 災害に備えた地域体制の構築

- 全国的に大規模な自然災害が頻発するなか、各家庭や地域での災害への備えは十分と は言えない状況です。
- 〇 策定委員会では、災害時の助け合いの仕組みづくりや連携など、災害時の地域の備え に対する意見が多く出ました。また、防災をきっかけとして地域住民がつながりをつ くるという意見や、防災組織の強化と防災意識の向上を図るなどの意見もありまし た。
- 町民アンケートでは、これから参加してみたい活動として、「災害時や緊急時の防災活動」をあげた割合が高い数値となっています。

#### ■取り組むべきこと

各家庭や地域において、災害への備えの充実を図るとともに、災害時に支援を必要とする人の把握と、支援体制の整備が必要となります。

また、防災訓練など、地域での防災活動の周知を図り、高齢者や障がいのある人な ど、地域で暮らす多くの住民の参加を促進し、災害発生時には、避難所など地域での 助け合い・支え合いの体制づくりも必要となります。

#### 課題 5 持続可能な地域づくり

- 地区社協懇談会では、若い世代とのつながりがない、地域の行事へもっと参加してほ しい、地域の良さを次世代に伝えていくことが大切であるとの意見もありました。ま た、地域活動の担い手づくりのためには、身近な地域で活動参加のきっかけづくりを 行うことや、気軽に参加できる企画を考えることなどが必要との意見もありました。
- 地区社協懇談会では、歩いて行ける範囲に商店がなく、運転免許を返納すると買い物 にも行けなくなるという意見や、公共の交通手段が少なく、特に高齢者の通院、買い 物が不便であるという意見がありました。
- 町民アンケートでは、紫波町において特に力を入れて取り組むべき施策について、「安 心して子どもを生み育てられる環境の充実」と答えた方が最も多く、高齢者や障がい のある人と児童の施設サービスを充実させるが上位になっています。

#### ■取り組むべきこと

地域の中で安心して生活できるよう、地域のつながりを強め、日頃から地域住民同 士が支え合える関係をつくるとともに、地域の様々な活動を担う新しい担い手づくり (核となる地区社協を中心に)が持続可能な地域社会づくりには必要不可欠です。

また、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、高齢者や障がいのある人など、外出支援が必要な人が社会参加や様々な交流を深めることができるよう、公共交通や福祉交通など移送手段の支援について検討していく必要があります。



## 計画の基本的な考え方

### ||1 計画の基本理念

近年、急速な少子高齢化や住民相互の社会的なつながりが希薄となるなど、 地域社会や家庭を取り巻く環境は大きく変容しており、地域における課題は複 雑化・多様化しています。

これらの地域課題や新たな社会問題などの解決に取り組んでいくためには、 行政及び社会福祉協議会、地域住民、関係機関等がこれらの課題を「我が事」 として共有し、地域として支え合う仕組みづくりが必要です。

第2次紫波町地域福祉活動計画では、これまでの取り組みをさらに充実・発展させるため、第1次計画で掲げた基本理念「みんなで助け合い 誰もが安心して暮らすことができる 福祉でまちづくり」を踏襲しつつ、地域を取り巻く状況の変化を踏まえ、"つながり"と"支え合い"によるまちづくりの実現に向けた3つの基本目標を掲げ、取り組んでいきます。

## 基本理念

みんなで助け合い 誰もが安心して暮らすことができる 福祉でまちづくり

### 計画の基本目標

#### 助け合い・支え合える地域コミュニティづくり」 基本目標1

近所づきあいや地域活動の参加には、福祉への関心や地域への愛着との関係がみら れることから、住民同士や地域の団体との交流を支援し、助け合い、支え合う福祉意 識の醸成を促進することで、地域の課題に関心を持ち、自ら参画し、解決につなげら れる地域づくりを推進します。 (SDGs との関連性)











#### 住民の困りごとを受け止める総合相談体制づくり 基本目標2

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がいのある人、ひとり親家庭などが抱 える課題、また、ダブルケアや生活困窮など地域における生活課題は複雑化・多様化 し、複合化が指摘されています。そのため、関係機関と連携した身近な地域での相談 体制を充実し、福祉サービスの充実や包括的で専門的な支援につなげる仕組みを構築 (SDGs との関連性) していきます。















#### 安心・安全な支え合いのまちづくり 基本目標3

地域でいつまでも安心して暮らせるよう、「地域は地域で守る」という考えのもと、 見守りが必要な人が緊急時や災害時に孤立しないよう、日頃からの見守り体制の充実 や、災害時に備えた安心・安全な地域づくりのための支援体制づくりを推進します。

(SDGs との関連性)













多様な方々と連携・協働を図り実施するにあたり、わかりやすく取り組みやすいよう、SDGs との関 連性を明示しています。※P6参照

ただし、SDGsとの関連性は今後の事業展開により変化する可能性があります。

## ∥3 計画の体系 基本理念 基本施策 基本目標 (1) 小地域における福祉のまちづくりの基 盤を強化します 助け合い・支え合 える地域コミュニ (2) 小地域における助け合い・支え合い活 ティづくり 動を推進します (3) 共生社会実現に向けて、福祉のまちづ くりに取り組みます (1) 困りごとを抱えた人が相談や支援につ ことができる福祉でまちづくり ながるための包括的な相談窓口を構築 します 住民の困りごとを 2 (2)情報が本当に必要な人に届くよう、情 受け止める総合相 報発信を強化します 談体制づくり (3) 困りごとを抱えた人が自立して生活で きるよう支援の充実を図ります

- (1) 災害時に備えた地域づくりを推進しま
- 3 安心・安全な支え 合いのまちづくり
- (2) 新しい参加と支え合いを生み出す仕組 みをつくります
- (3) 安心して暮らせるやさしいまちづくり を推進します



## 施策の展開

### ∥基本目標1 助け合い・支え合える地域コミュニティづくり

基本施策 1 小地域における福祉のまちづくりの基盤を強化します

#### 【今後の方向性】

地域福祉を進めていくうえで、「近所づきあい」「人づきあい」が地域づくりの基礎になることから、あいさつや声かけなどからはじめ、交流を通じた地域の関係づくりを進めていくことが重要です。

本施策では、旧小学校区程度の身近な生活範囲(小地域)を基盤にしたネットワークづくりのため、人と人とのつながりが持てるコミュニケーションの機会や場づくりと、行政、社会福祉協議会、地区社協や地域の関係団体、ボランティア、福祉関係事業者等が連携して活動する仕組みづくりを行います。

#### 地域で取り組めること

- 〇近所であいさつや声かけ、ごみ出しなどを通じて地域のかかわりを増やします。
- ○地域の方が集まり、団らんできる場をつくります。
- 〇子どもたちが地域を知る機会や、若い世代の親子がつどい、情報交換ができる場をつくります。

#### 社会福祉協議会が取り組むこと

① 地域での助け合い・支え合い活動が活性化するよう基盤強化に取り組みます。 助け合い、支え合うことができる地域づくりを目指し、各地域の長所や課題に応じ た取り組みが活性化するよう、行政や地域関係者、福祉関係者とともに協議し、検 証する仕組みを構築します。

#### 主な事業

- ・生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーターの配置)
- コミュニティソーシャルワーカーの配置
- ② 社会福祉法人等のネットワークを構築し、地域における公益的な取り組みを推進します。

社会福祉法人等のネットワークの構築や強化に努めるとともに、町内の社会福祉法人等と連携し、地域の福祉活動を地域と協働で実施できるよう取り組みます。

#### 主な事業

・ 社会福祉法人等との連携

#### 【成果指標】

指標	現状値	目標値		
担保	(令和3年度)	(令和9年度)		
生活支援コーディネーターの	配置人数:2名	配置人数:5名		
生活支援コーティネーダーの     配置及び活動実績	(町、社協各1名ずつ)	活動件数:100件		
配直及び泊勤天阀	活動件数:39件	石到什 <b>奴</b> .100 什		
コミュニティソーシャルワー	配置人数:2名	配置人数:5名		
カーの配置及び活動実績	相談件数:124 件	相談件数:300 件		
法人連携による買い物支援事	実施回数:12回	実施回数:24 回		
業の実施	利用実績:181回	利用実績:400回		

#### 【生活支援コーデイネーターの取組み】





#### 【コミュニティソーシャルワーカーによるふれあいカフェの取組み】





#### 【買い物支援の取組み】





### 基本施策2 小地域における助け合い・支え合い活動を推進します

#### 【今後の方向性】

近所づきあいの希薄化などにより地域のコミュニケーションがうまく機能しなくなっていることから、地域では様々な課題を抱えています。

それらの解決のためには、住民が自分たちの地域に何が必要かを考え、公と民が力を合わせて行動することが必要です。

本施策では、行政と社会福祉協議会、地区社協や関係団体などが連携を図り、旧小学校区程度の身近な生活範囲(小地域)での隣近所の見守りや声かけ、ちょっとしたお手伝いや世代間交流などを通して、地域のつながりの再構築を行い、住民主体の助け合い・支え合い活動が継続的に展開されるよう取り組みます。

#### 地域で取り組めること

- 〇地域の祭り、行事、イベントに参加しやすいよう声かけをします。
- Oひとり暮らしの気になる高齢者を近所の人たちで見守ります。
- 〇買い物に行くときに声をかけ合います。

#### 社会福祉協議会が取り組むこと

① 小地域での住民主体の助け合い・支え合い活動を展開します。

各小地域で地域住民が主体となり、地域住民と地域関係者等が連携を図りながら、 各地域の長所や課題に応じた助け合い・支え合い活動を継続的に実施できるよう 取り組みます。

#### 主な事業

- 生活支援体制整備事業【再掲】
- 生活支援コーディネーターの充実と質の向上
- ② 身近な地域における活動拠点やつどいの場の充実を図ります。

身近な地域において、地域住民の孤立感の解消、地域の見守り、閉じこもり予防、健康維持や向上を図ることができるよう、地域住民の活動拠点やつどいの場の充実に努めます。

#### 主な事業

- ・ 各種サロン支援事業
- ③ **地域のニーズに応じた新しい助け合い・支え合い活動を支援します。** 多世代が交流でき、地域住民やボランティアが連携し、助け合い・支え合うことができる地域のニーズに応じた新しい活動の立ち上げを支援します。

#### 業電な主

- 地域ニーズへのボランティアの対応
- 子どもの居場所づくり支援(こども食堂等)

### 【成果指標】

指標	現状値	目標値			
担保	(令和3年度)	(令和9年度)			
小地域による住民支え活動の 実施箇所	6 箇所	15 箇所			
各種サロン実施箇所	高齢者サロン: 58 箇所	高齢者サロン:90 箇所			
行性ソロン天心回り	子育てサロン:3箇所	子育てサロン:5箇所			
こども食堂実施箇所	1 箇所	5 箇所			

### 【小地域による支え活動の取組み】





### 【こども食堂の取組み】









### 基本施策3 共生社会実現に向けて、福祉のまちづくりに取り組みます

#### 【今後の方向性】

地域コミュニティが希薄化し、福祉課題が複雑多様化するなかで、地域福祉活動を推進するためには、お互いを尊重し合える福祉観や人権意識の高揚が欠かせません。

本施策では、地域福祉活動を継続的に推進していくため、福祉意識の醸成を図り、 障がいや認知症、社会的孤立等の課題に関して、住民一人ひとりが他人事を「我が事」 へと意識を変えるための働きかけを行います。

#### 地域で取り組めること

- ○高齢者、障がいのある人、子どもたちが交流できる場をつくります。
- ○地域で、学生や子どもたちも参加しやすいイベントを企画し、参加を促します。
- ○社会福祉施設などで、子どもとの交流などを行います。

#### 社会福祉協議会が取り組むこと

① 地域住民が福祉の意識を醸成できるよう、福祉教育活動を展開します。

学校や地域を主体とした新たな福祉教育活動を展開するとともに、社会福祉協議会職員の福祉意識の醸成を図ります。

#### 主な事業

- ・福祉教育の推進
- 新しい福祉教育のプログラムづくり
- ・ 職員の福祉意識の醸成

#### ② 地域福祉活動を推進するため、積極的に財源の確保に努めます。

地域福祉を推進する中核的な組織として機能し、自主性のある柔軟な福祉活動を 実施するため、会員募集や共同募金運動の充実を図るとともに、財源の確保に努 めます。

#### 主な事業

- 社会福祉協議会会費への新規法人会員の獲得
- 共同募余事業
- 民間財源等の活用の検討(クラウドファンディング等の導入)

## ③ 多様な手段を活用し、より多くの方に情報を届けることができるよう情報発信力を強化します。

ホームページやSNS等を活用するなど、情報提供手段の充実を図ります。また、多様な情報提供手段を活用し、随時、情報を発信することで、きめ細やかな情報伝達に努めるとともに、戦略的な広報に取り組みます。

#### 主な事業

- ・広報事業 (アプリの開発)
- 社会福祉協議会の取り組みの見える化
- ・ 職員の広報意識の向上と広報ノウハウの取得

#### 【成果指標】

指標	現状値	目標値			
担保	(令和3年度)	(令和9年度)			
福祉教育の実施状況	4 校	8校			
社協会費への協力法人数	169 法人数	200 法人数			
町内の共同募金協力型自動販	2 台	5 台			
売機設置台数	2 🗖				
民間財源等助成金活用件数	O件	3件			
(クラウドファンディング)	O IT				
		アプリを開発し、誰でも簡単			
社協アプリの開発	<del>_</del>	に情報を入手し、併せて早期			
		の問題把握につなげる			
SNSの強化	2件(Facebook, YouTube)	3件			

#### 【福祉教育の取組み】





#### 【SNSの取組み】



### ||基本目標2 住民の困りごとを受け止める総合相談体制づくり

基本施策 1 困りごとを抱えた人が相談や支援につながるための 包括的な相談窓口を構築します

#### 【今後の方向性】

地域には、高齢者や障がい者をはじめ、様々な困りごとを抱えた人たちが住んでおり、困難な困りごとを抱えている人ほど、誰にも相談できずに一人で孤立している傾向が強いため、身近なところで気軽に相談できる仕組みづくりが必要です。

本施策では、困りごとを丸ごと受け止める体制の構築を行い、制度の狭間にある人や支援につながりにくい生活課題を抱えた人の早期発見と支援を行う仕組みづくりを行います。

#### 地域で取り組めること

- ○困っている人が相談しやすい地域の関係づくりを行います。
- ○子育て中の方が孤立せず、気軽に交流できる雰囲気をつくります。
- 〇一人で悩みを抱え込まないように、関係機関に相談できるようアドバイスします。

#### 社会福祉協議会が取り組むこと

① 相談を受け止め、対応する力を強化します。

社会福祉協議会職員が困りごとを抱えた方の「SOS」をしっかり受け止めることができるよう、コーディネーションカ(調整力)の高い専門職を配置します。また、困りごとの内容に応じて各事業で支援を行いながら行政と連携し重層的な支援・解決に向けた取り組みを進めていきます。

#### 業事な主

- 総合相談事業
- 子育て支援センターの充実(相談窓口)
- 生活困窮者自立支援事業
- コーディネーション力の高い専門職の養成と配置
- コーディネーションカの向上

#### ② 気軽に相談できる場をつくります。

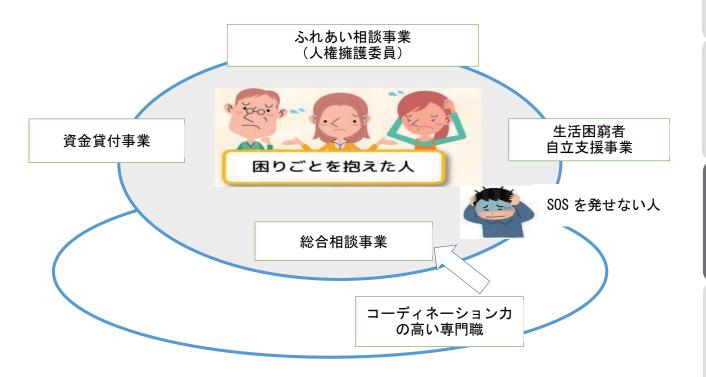
困りごとや悩みごとを抱えた方が、いつでも気軽に安心して相談できる場(例えば町内で開催される各種イベントや商店街の朝市、買い物支援の実施日等)や環境整備を進めていきます。

#### 主な事業

- ふれあい相談事業
- ふれあいカフェ事業

#### 【成果指標】

指標	現状値	目標値			
担保	(令和3年度)	(令和9年度)			
総合相談の相談体制	専門職を置かず、全職員体制	専門職を中心に、新たな相談			
総合相談の相談体制	で実施している	体制を構築する			
専門職の設置		コーディネーション力の高い			
守门戦の改旦	_	専門職を設置する			
ふれあい相談事業	相談件数:65件	相談件数:100 件			
ふれあいカフェ事業	開催回数:9回	開催回数:12回			
ふ40のいカフェ争未	相 談 者:26名	相 談 者:50名			



「こんなことは誰にも話せない」「相談に行くことすら思いつかない」など、本当に困っている人は、なかなか自ら相談窓口まで来られません。地域支援者や福祉専門機関からの情報提供や、アウトリーチ※によって、困りごと(声なき声のSOS)をキャッチし、行政や関係機関、地域住民とともに課題解決に向け取り組みます。

※アウトリーチ…積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること。

### 基本施策2 情報が本当に必要な人に届くよう、情報発信を強化します

#### 【今後の方向性】

誰もが安心して住み慣れた地域で暮らすため、福祉の様々なサービスを必要としている人がいます。そのような人たちが、適切なサービスを利用できるようにするためには、身近でわかりやすい相談支援体制と、必要な情報を届ける仕組みが大切となります。

本施策では、困りごとを抱えた人が、どこで誰に相談したらよいか迷うことがないよう、身近にある福祉の相談窓口について情報提供を行います。また、必要な情報を必要なタイミングで届けられるよう専門職や関係機関が地域に出向く仕組みづくりを行います。

#### 地域で取り組めること

- 〇地区の行事があるときはみんなで参加できるよう誘い合います。
- ○地区における助け合い・支え合いなどの仕組みを、多くの住民に知ってもらえるよう周知に努めます。
- ○地区のことがわかる広報や回覧、チラシを作成します。

#### 社会福祉協議会が取り組むこと

① きめ細やかに福祉の情報を届け、相談につながるように努めます。

地域に出向いてニーズを把握するとともに、民生委員・児童委員等と連携し、高齢者や障がいのある人など情報が届かない方々に情報を届け、相談につなげます。 併せて誰でも簡単に情報を入手できるよう SNS での情報発信や QR コード、アプリの開発、場合によってはラジオ放送の活用なども検討していきます。

#### 主な事業

- 情報が届かない方への情報発信の強化
- 専門職によるアウトリーチ



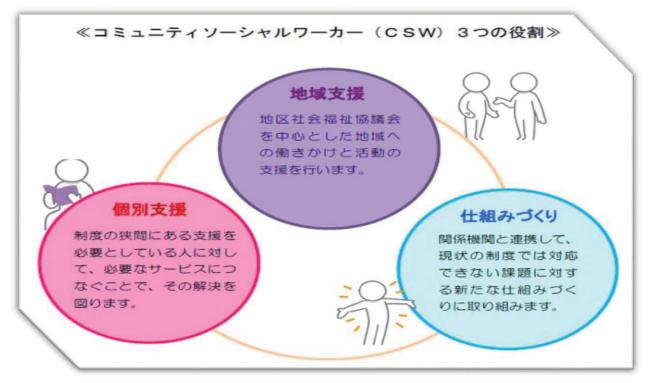
#### 【成果指標】

指標	現状値	目標値			
担保	(令和3年度)	(令和9年度)			
社協だよりの発行	発行回数:年6回	年6回(ただし、年数回表紙			
社励によりの先11	光刊四数:平〇四	をカラーにする)			
SNSへの投稿	年間:120件	年間:150件			
		情報が届かない困りごとを抱			
		えた人を把握し、職員が出向			
専門職によるアウトリーチ	_	き情報を届け、相談につなげ			
		<b></b>			

# 地域課題の解決に取組む専門職 ~CSW (コミュニティ・ソーシャル・ワーカー) ~

CSW とは、地域住民等からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取組み や住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言等を行う専門職です。 具体的な活動内容としては、既存の法制度では支援することの困難な「制度の狭間」 の問題など、多様化・複合化する課題に対応するため、地域の中の声なき声を地域課題 と捉え、地域住民とともに課題の解決に取り組みます。

#### CSW イメージ図



### 基本施策3 困りごとを抱えた人が自立して生活できるよう支援の 充実を図ります

#### 【今後の方向性】

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人をサポートする福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の利用者の増加が見込まれており、受け皿や相談支援にあたる人材が不足しているとも言われています。

また、経済的な面などで生活に困難を抱えた人や一般就労への移行が困難な人への 支援など、生活困窮者の自立・社会参加への支援体制の充実も必要となります。

本施策では、そのような支援を必要としている人が、必要なサービスを受けることができ、住み慣れた地域でその人らしく生活できるよう切れ目のないサービス体制の 充実に取り組みます。

#### 地域で取り組めること

- ○困ったときに相談できる機関などを共有し、必要に応じて案内します。
- ○困っている場合は訪問し、話を聞き、専門機関などにつなぎます。
- ○地域でどんな人が困っているか、助けが必要か、地域で集まり話し合います。

#### 社会福祉協議会が取り組むこと

① 判断能力が不十分な高齢者等の福祉サービスの適切な利用を促進します。 判断能力が不十分な高齢者、知的障害・精神障害のある人等が地域において、その 人らしい生活が送れるよう、福祉サービスの適切な利用を促進します。

#### 主な事業

- 福祉サービス利用援助事業
- ② 困りごとを抱える人への支援の充実を図ります。

経済的困窮に陥った方、地域や社会から孤立している方への支援の周知を図るとともに、相談者一人ひとりに合った支援プランを作成し、課題解決に向けて伴走型の支援を行います。また、ひきこもりの実態把握に努め、支援を実施します。

#### 業事な主

- 生活困窮者自立支援事業【再掲】
- 資金貸付事業(たすけあい金庫)
- 資金貸付事業(生活福祉資金)
- ・ 当事者サロンやグループ支援の推進

### 【成果指標】

指標	現状値	目標値
1日1示	(令和3年度)	(令和9年度)
福祉サービス利用援助事業	利用者数:15名	利用者数:20名
個位り一口へ利用援助事業	生活支援員:3名	生活支援員: 4 名
生活困窮者自立支援事業	相談件数:69件	相談件数:80 件
(岩手県社会福祉協議会)	プラン数:14 件	プラン数:20件
生活福祉資金貸付事業	貸付件数:56件	貸付件数:70 件

### 生活困窮者自立支援制度

平成27年4月から、生活困窮者に対する支援制度(生活困窮者自立支援制度)が 開始されました。

「仕事が見つからない」「社会に出るのが不安」「家賃が払えず家を追い出されそう」 など、様々な困難の中で生活に困窮している方に包括的な支援を行う制度です。

相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が 相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行いま す。

### 生活困窮者自立支援制度 イメージ図



- 生活困窮者
- 食べるものや住む家がない…
- ・借金が多くて悩んでいる…
- ・仕事が長続きしない、決まらない…・家族がひきこもっている…
- 相談できる人がいない…
- 家計のやりくりに困っている…

## 生活困窮者自立相談支援事業

相談窓口

生活状況の把握 と課題分析

自立に向けた プラン作成

モニタ リング フォロー アップ

住居確保 給付金

就労準備 支援

家計改善 支援

困窮状態 からの脱却

# ■基本目標3 安心・安全な支え合いのまちづくり

## 基本施策1 災害時に備えた地域づくりを推進します

## 【今後の方向性】

大規模災害発生時には、公的な援助(公助)の遅れや限界があるため、自分の身は 自分で守る(自助)を基本に、地域での助け合いや隣近所での助け合い(共助)によって、少しでも人的な被害を減らすことが重要です。

本町においても、三陸沖北部地震等の発生が懸念されており、甚大な被害が予想されることから、本施策では、災害時にも強い支え合いのまちづくりのため、平常時から地域の様々な団体等が連携・協働できる仕組みづくりや体制づくりに取り組みます。

## 地域で取り組めること

- ○災害時に備え、地域で非常持ち出し品や避難場所を確認します。
- ○地域で災害時に安否確認や安全な場所への避難の手助けを行います。
- ○災害時にも、地域で支え合い、協力できるよう取り組みます。

### 社会福祉協議会が取り組むこと

① 災害時に職員が迅速かつ的確に対応できる仕組みや体制づくりに努めます。 大規模災害時に、各職員が迅速かつ的確に行動し、被災者を支援できるよう計画 を策定するとともに、災害時に備えたさらなる応援協定を締結するなど、仕組み づくりや体制づくりに取り組みます。

#### 主な事業

- 事業継続計画(BCP)の検証
- ・災害時協定の締結
- ② 災害時に円滑かつ的確に行動できるよう、実践的な訓練等を実施します。 地域住民、職員、ボランティア等が円滑かつ的確に行動できるよう、近年の大規模 災害の知見や教訓を活かした研修、課題に対応した実践的な訓練を実施します。

### 主な事業

- 防災対応能力向上のための職員研修及び訓練の実施
- ・災害ボランティア事前登録制度の充実
- ・ 災害ボランティア研修及び活動訓練の実施
- ③ 災害ボランティアセンターを設置し、被災者の支援に努めます。

迅速に支援体制に移行することができるよう、災害ボランティアセンターの体制整備や機能強化に取り組むとともに、被災者への様々な支援に対応できるよう、 専門ボランティア等との連携に取り組みます。

### 主な事業

- ・災害ボランティアセンター設置運営事業
- ・災害ボランティア活動の基盤強化

# 【成果指標】

+b+m	現状値	目標値
指標	(令和3年度)	(令和9年度)
災害時協定の締結数	5団体(企業含む)	10 団体(企業含む)
災害ボランティア登録者数	_	100 名
事業継続計画 (BCP) の検証	_	年間4回程度
災害ボランティアセンター設	_	年間2回程度
置訓練	_	十间 4 凹性皮

## 【災害協定の取組み】









【災害ボランティアセンター設置訓練の取組み】





## 基本施策2 新しい参加と支え合いを生み出す仕組みをつくります

### 【今後の方向性】

地域には、何らかのきっかけがあれば、地域活動やボランティア活動に参加したいと考えている人も多いことから、様々なきっかけづくりを行い、新たな担い手を育成することが重要となります。

本施策では、お互いに協力し助け合うことのできる安心・安全な支え合いのまちづくりのため、住民活動の拠点となるボランティアセンター機能の強化に取り組むとともに、安心して地域で生活できるための仕組みづくりを行います。

### 地域で取り組めること

- 〇清掃活動などに企業や学生に参加してもらい、地域との交流の場を増やします。
- 〇子どもたちがボランティア活動に積極的に参加できるよう支援します。
- 〇地域の良さを次世代に伝え、地域活動に参加する機会を提供します。

## 社会福祉協議会が取り組むこと

① 地域での課題解決の担い手として期待される新たなボランティアの発掘・育成に取り組みます。

高校、大学、退職者等にボランティア活動に参加する機会を提供するとともに、地域の担い手として活躍できるよう、地域のニーズに合った参加機会の拡充や支援の充実に取り組みます。併せて地区社協と連携し新たに協働できる仕組みづくりの開発に努めます。さらに、企業・団体等とのつながりを強化し、社会貢献的ボランティア活動への参加促進を図ります。

#### 主な事業

- ・ボランティアセンター活動事業
- 新しい社会貢献的ボランティアプログラムづくり(ボランティアポイント制度)
- ・農福連携や水福連携等の支援(事業者と利用者をマッチング)



# 【成果指標】

指標	現状値	目標値	
<b>担保</b>	(令和3年度)	(令和9年度)	
傾聴ボランティア登録者数	17 名	30 名	
   新しい社会貢献的ボランティ		ボランティアが社会貢献的ボ	
アプログラムづくり	_	ランティア活動に数多く取り	
		組めるようポイント制を導入	

# 【傾聴ボランティア講座の取組み】









## 基本施策3 安心して暮らせるやさしいまちづくりを推進します

### 【今後の方向性】

高齢者等の消費者被害、DV(ドメスティック・バイオレンス)や虐待などの犯罪などを防ぐためには、高齢者や障がいのある人、子育て世帯などが地域の中で孤立しないよう、地域住民や地域の関係団体、警察・消防等の関係機関との連携による見守り体制や日常から声をかけ合える顔の見える関係づくりを進めていく必要があります。

本施策では、地域に住む高齢者や子ども、障がいのある人などが安心して暮らしていけるよう、登下校の見守りや虐待の防止、公共交通の検討、移送サービスの充実などに取り組みます。

### 地域で取り組めること

- 〇ひとり暮らしの高齢者など気になる人を訪問し、隣近所で確認します。
- ○認知症の方など、気になる方への声かけをします。
- ○通院の送迎や買い物の支援、移動販売の誘致など、地域でできることを話し合います。

## 社会福祉協議会が取り組むこと

① 空き家を活用しながら世代交流を実施します。

行政や福祉関係者等と連携し、赤ちゃんから高齢者までみんなで助け合えるまちづくりに向け、まずは空き家を活用し誰でも気軽に集える場の開所を目指します。

### 主な事業

- ・空き家活用推進事業
- ② 小地域での地域住民主体の見守り活動を支援します。

高齢者や障がい者の方々が安心して暮らすことができるよう、地域住民を主体とした地域の助け合い・支え合い活動として見守り活動や孤立しない取り組みが実施できるよう支援します。

#### 主な事業

- 生活支援体制整備事業【再掲】
- ③ 移送サービス提供体制の検討

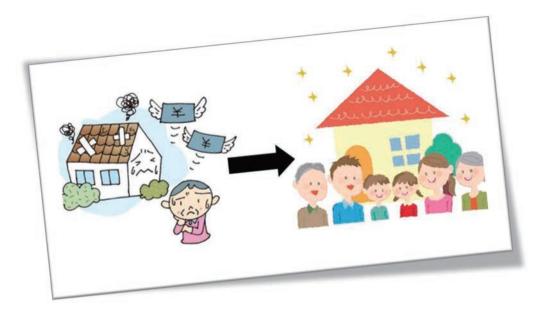
高齢者や障がいのある人の通院以外(買い物等)の移送サービスの仕組みについて 研究し検討します。

#### 主な事業

・ 移送サービス提供体制の検討

# 【成果指標】

指標	現状値	目標値	
<b>担保</b>	(令和3年度)	(令和9年度)	
空き家活用推進事業	I	5 箇所	
移送サービス事業	登録者数:57名	登録者数:70 名	
移送り一に入事業	利用回数:509 回	利用回数:600 回	







# 計画の推進

# |1 計画の推進体制

# (1) 社会福祉協議会の充実と周知。

社会福祉協議会は、住民、ボランティア、福祉関係者、行政機関などの協力を得て、社会福祉を目的とする事業の企画、運営、社会福祉に関する住民活動の支援など、地域福祉を推進する上で中心となる団体です。社会福祉協議会では、福祉を目的とした自主事業のほか、行政からの委託事業などを行っており、その知識や経験を生かした活動が、より一層必要になります。また、専門的な相談業務などに対応するために、地域課題を把握し市民とともに解決に取り組む地域福祉の専門職の配置や職員のスキルアップを図るなど、社会福祉協議会の機能の充実、強化に努め、社会福祉協議会の活動内容等についてより一層の周知を図ります。

# (2) 行政や地域住民との協働による推進体制の整備

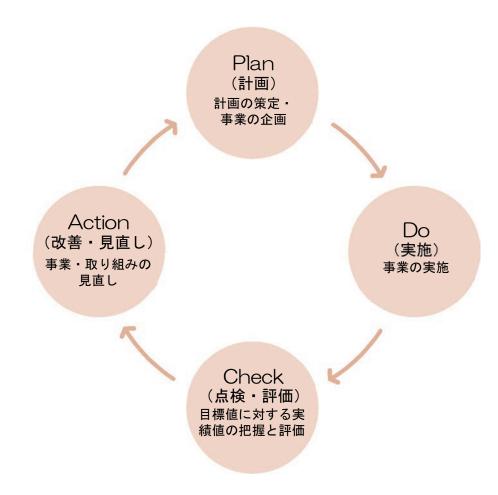
すべての住民が住み慣れた地域で、ともに支え合うことができる地域福祉の 実現を目指すためには、地域全体で包括的に地域福祉活動を推進していく必要 があります。

そのため、住民や地域団体などが今後もより一層活発に活動できるよう、行政、事業者やNPOなどとの連携・情報共有に努めながら、「協働」による計画の推進を図ります。

# ||2 計画の管理と評価

本計画は、基本理念に基づき、住民、ボランティア、福祉関係者、社会福祉協議会、行政等が協働して取り組むものです。そこで、事業の実施状況を精査するとともに、学識経験者や町内の関係機関、関係団体から構成される「紫波町地域福祉活動計画策定委員会」において、関係機関、関係団体に意見を求めることで、本計画策定後も、計画の進捗状況の管理を行います。

進行管理の点検にあたっては、管理手法の基本的な考え方である「PDCA」サイクルを取り入れ、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action (改善・見直し)を繰り返し行っていくことで進行状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善に取り組みます。





# 資料編

- 1 事業一覧
- 2 事業一覧(5年後の目標)
- 3 アンケート調査結果からみる現状
- 4 第2次紫波町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿
- 5 第2次紫波町地域福祉活動計画作業委員会委員名簿
- 6 策定経過
- 7 素案へのパブリック・コメント実施要領
- 8 関係法令
- 9 計画に出てくる用語説明

# 1 事業一覧

# 【基本目標1】 助け合い・支え合える地域コミュニティづくり

番号	基本施策	主な事業名	主な事業内容
1-(1)	小地域におけ る福祉のまち	生活支援体制整備 事業	統計データや先進事例等をもとに、小地域の地域福祉活動が推進できるよう、地域課題や地域の取り組みの検討及び検証を行う。
	づくりの基盤 を強化します	コミュニティソー シャルワーカーの 配置	地域の福祉活動を支援し、コーディネートする専門職であるコミュニティソーシャルワーカーを地域担当者として配置する。併せて各種サロン等へアウトリーチの実践を行う。
		社会福祉法人等と の連携	町内の社会福祉法人等と連携して小地域の地域福祉活動の支援を協働で実施するとともに、社会福祉法人等のネットワークをさらに推進する。
1-(2)	小地域におけ る助け合い・	生活支援体制整備 事業【再掲】	旧小学校区を単位とした小地域において、地域福祉活動が推進できるよう、地域住民、地域関係者とともに支援活動に取り組む。(活動拠点として地域の人が集まれる場の形成)
	支え合い活動 を推進します	生活支援コーディ ネーターの充実と 質の向上	地域別に専門職を配置するとともに、地域の課題解決に向け支援する ためのコーディネーション力が向上するよう、研修等の充実に取り組む。
		各種サロン支援 事業	子どもから高齢者、障がい関係なく、妊産婦や子育て中の親など、横断的な地域住民の孤立感の解消、健康面の助言、地域の見守り、健康づくり等を目的として、身近な地域の人々が気軽に集まり、おしゃべり等を楽しみながら仲間づくりの支援を行う。併せて誰でも参加しやすいカフェなどの設置を目指す。(今ある場所の再活用も検討する)
		地域ニーズへのボ ランティアの対応	地域の課題解決に向け、地域住民とともに、ボランティアが支援できるよう調整する。併せてボランティアプログラムの提供を行う。
		子どもの居場所づ くり支援 (こども食 堂等)	地域の子どもの居場所づくりや地域交流の場となるよう、こども食堂の立ち上げ時の支援などに取り組む。また農業組織との連携や参加親子に対して調理、ごみ出し、お金のしくみなどの生活面もフォローする。
1-(3)	共生社会実現 に向けて、福	福祉教育の推進	参加者が普段の生活課題や福祉課題に気づき、ノーマライゼーション の考えに基づき行動できる福祉の心を育むことができるよう福祉教育に取り組む。
	祉のまちづく りに取り組み	新しい福祉教育の プログラムづくり	学校や地域が連携し、自ら考え、自分たちで活動できるための福祉教育プログラムを作成する。
	ます	職員の福祉意識の醸成	各職員が自ら考え行動できる主体的な福祉意識を醸成するため、職員間における協議やゲストスピーカーによる講話、研修等に取り組む。また、異業種を講師に招きキャリアデザイン・キャリア形成を深める。
		社会福祉協議会会 費への新規法人会 員の獲得	社会福祉協議会会員の拡大を図るため、特に、企業等の加入促進を図り、社会福祉協議会の活動や会員制度の趣旨、会費の使途等の周知に 努める。
		共同募金事業	地域福祉活動のための財源となる赤い羽根共同募金を広く募集するため、住民の協力により戸別、街頭、職域等における募金運動を行う。また、共同募金協力型自動販売機の設置を進める。(飲食店や地域おこし協力隊とのコラボ商品の企画・開発)
		民間財源等の活用 の検討	地域福祉活動の財源確保のため、インターネットを介した不特定多数の方々から資金調達する仕組みを進める。
		広報事業(アプリの 開発)	社会福祉協議会が提供している各種福祉サービスや事業の内容を広報紙、HP や SNS、さらにはアプリを開発するなど、多様な手段で、きめ細やかに情報を入手しやすい環境を広報する。
		社会福祉協議会の 取り組みの見える 化	社会福祉協議会がどのような組織か、どのような活動を行っているのか、地域や企業、学生を対象に、それぞれの目線でわかりやすい情報 発信を行う。
		職員の広報意識の 向上と広報ノウハ ウの取得	各職員が広報の意義や重要性を理解するとともに、戦略的に情報発信ができるための専門的なノウハウを身につけることができるよう、研修や先進事例等の研究を行う。

# 【基本目標2】 住民の困りごとを受け止める総合相談体制づくり

番号	基本施策	主な事業名	主な事業内容
2-(1)	困りごとを抱 えた人が相談 や支援につな がるための包	総合相談事業	行政や関係機関、NPO 法人等との連携を図りながら必要な情報提供や福祉サービスの提供へ結び付けていくことができるように相談支援体制の充実を図る。また、旧小学校区を活用した総合相談所として分野を超えた機能を整備する。(子ども・介護・障がいにも対応)
	括的な相談窓 口を構築しま す	生活困窮者自立支援 事業	生活困窮者自立支援制度に基づき、既存の制度では十分に対応できなかった生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立相談支援等ができる相談体制を強化する。
		コーディネーション 力の高い専門職の養 成と配置	高齢者、障がいのある人、子育て家庭、悩みを抱えた若者、生活困 窮者など、多様で複雑な福祉課題に対応するため、コーディネー ションカの高い専門職を養成し、配置する。
		コーディネーション 力の向上	配置された専門職のコーディネーション力が向上し、困りごとを 抱えた人の SOS を取りこぼすことのないよう、研修等の充実を 図る。
		ふれあい相談事業	住民の日常生活相談に対し、助言や援助、専門機関への斡旋等による解決を図る。また、研修を通じて相談員の資質向上や、関係機関との連携強化など、相談機能の充実を図る。
2-(2)	情報が本当に必要な人に届	情報が届かない方へ の情報発信の強化	福祉情報にふれることが少なく、情報が届かない方の困りごとや 心配ごとに対して、地域の福祉関係機関や専門職を通じて、社会 福祉協議会の相談窓口等につながるように周知を図る。
	くよう、情報 発信を強化し ます	専門職によるアウト リーチ	問題が深刻になる前の初期段階で的確に対応できるよう、専門職が地域に出向き、課題の掘り起こしや地域ニーズの把握に努める。
2-(3)	困りごとを抱 えた人が自立 して生活でき るよう支援の	福祉サービス利用援助事業	判断能力が不十分な高齢者や知的障害者・精神障害者等に対し、 福祉サービス利用手続きの援助、日常生活上の手続きの援助、日 常的な金銭管理、書類等の預かりの支援を行う。また、町内で成 年後見の相談と申立援助、市民後見人の育成研修を実施するなど 成年後見制度の認知を進める。
	充実を図りま す	生活困窮者自立支援 事業【再掲】	生活困窮者自立支援制度に基づき、既存の制度では十分に対応できなかった生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立相談支援等を実施することで、「自立の促進」を図る。
		資金貸付事業(たすけあい金庫)	様々な事情により生活に困窮をきたした人に対し、生活資金の貸付を行い、経済的自立の助長と生活の意欲の向上を図る。
		資金貸付事業(生活福祉資金)	県社会福祉協議会実施主体による、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等に、資金を貸し付けて生活を経済的に支えるとともに、 在宅福祉及び社会参加の促進を図る。
		当事者サロンやグル ープ支援の推進	関係機関等と連携し、困りごとを抱えた方やひきこもりの方の居 場所となるサロンやグループの設置支援に取り組む。

# 【基本目標3】 安心・安全な支え合いのまちづくり

番号	基本施策	主な事業名	主な事業内容
3-(1)	災害時に備えた 地域づくりを推	事業継続計画 (BCP)の検証	大規模災害時における本会の事業の優先順位等を決定するととも に、災害時に重要な事業の継続や早期復旧のための対策を速やか に行動できるよう、訓練を交えながら事業継続計画の検証を行う。
	進します	   災害時協定の締結 	災害発生時に迅速かつ的確に被災者の支援活動ができるよう、災 害時協定を締結する。
		防災対応能力向上の ための職員研修及び 訓練の実施	職員が各種計画やマニュアルを理解し、防災対応能力の向上を図 ることができるよう、研修や訓練を実施する。
		災害ボランティア 事前登録制度の充実	災害時に多くのボランティアが迅速に支援活動を実施できるよう、あらかじめ被災前に災害ボランティア登録者を募集する。
		災害ボランティア研 修及び活動訓練の実 施	災害ボランティア活動を推進するため、行政と連携し、研修や訓練を実施するとともに、災害時には被災者への支援活動を行う。 また、防災イベントに参加し具体的イメージを構築する。
		災害ボランティアセ ンター設置運営事業	災害ボランティアによる被災者への支援活動が円滑かつ的確に実施できるよう、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの見直しを行う。
		災害ボランティア活 動の基盤強化	災害ボランティア活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、災害ボランティアセンターの機能強化(施設整備)に努める。
3-(2)	新しい参加と支 え合いを生み出	ボランティアセンタ ー活動事業	ボランティアの普及と活動に対する支援を行う他、登録されている個人・団体のボランティアの方々と連携し、ボランティア活動の推進を行う。(新たなボランティア活動支援助成金制度の創設)
	す仕組みをつく ります	新しい社会貢献的ボ ランティアプログラ ムづくり	地域のニーズに応じた社会貢献的ボランティアプログラムの提供 と推進に取り組む。併せてボランティアポイント制の導入やボラ ンティアマッチングアプリの開発も進める。さらには地区社協と 連携し地域の実情に合わせた協働型の取組みを進める。
		農福連携及び水福連 携の推進	町内の資源を強みに、事業者と利用者をマッチングすることで、 人手不足の解消と多様な働き方(中間就労)の実現を目指す。
3-(3)	安心して暮らせるやさしいまち	空き家活用推進事業	行政や福祉関係者等と連携し、赤ちゃんから高齢者までみんなで助け合えるまちづくりに向けて、空き家を活用し誰でも気軽に集える場所に努める。
	づくりを推進し ます	生活支援体制整備 事業【再掲】	旧小学校区を単位とした小地域において、地域で高齢者の見守り 活動が実施できるよう支援を行う。
		移送サービス提供体 制の検討	高齢者や障がいのある人の通院以外(買い物等)の移送サービス の仕組みについて地区社協を中心に研究し検討する。併せて視覚 障がいのある人にも配慮したサービスを検討する。

# ||2 事業一覧(5年後の目標)

# 【基本目標1】 助け合い・支え合える地域コミュニティづくり

		<b>奶</b> () 日() 又()	んも地域コミューナインマケ
番号	基本施策	主な事業名	5年後の目標(姿)
1-(1)	る福祉のまち	生活支援体制整備事業	作成された地域アセスメント(地域状況や地域課題等)資料をもとに、町全体及び旧小学校区 11 地区別に、地域福祉活動が円滑に実施できるよう分析や検討ができている。
	づくりの基盤   を強化します 	コミュニティソーシ ャルワーカーの配置	日常生活圏域にコミュニティソーシャルワーカーが配置されて、 旧小学校区別の小地域において地域福祉活動を支援している。ま た、各種サロンへ出向くなどアウトリーチに取組んでいる。
		社会福祉法人等との 連携	町内の社会福祉法人等と連携を図り、小地域の地域福祉活動に取り組むとともに、町内の社会福祉法人等でネットワークが構築され、様々な事業を行っている。
1-(2)	小地域におけ る助け合い・	生活支援体制整備事業【再掲】	旧小学校区 11 地区において、地域課題に対する地域の取り組みを明確にするとともに、活動拠点として地域住民や地域関係者が連携し地域福祉活動が実施できるよう支援している。
	支え合い活動 を推進します	生活支援コーディネ ーターの充実と質の 向上	日常生活圏域に生活支援コーディネーターが配置されており、先 進事例の分析や研修等により、職員の能力や技術の向上を図るこ とができている。
		各種サロン支援事業	地域関係者等と既存の場所も活用しながら旧小学校区に1か所は サロンやカフェなどに取り組んでいる。
		地域ニーズへのボラ ンティアの対応	地域住民のみでは取り組むことが難しい地域の課題に対し、ボランティアと協力し支援できている。併せてボランティアプログラムの開発が進んでいる。
		子どもの居場所づく り支援(こども食堂 等)	他団体と連携しこども食堂以外にも、新たな地域の子どもの居場 所づくりとなるための取り組みを支援している。
1-(3)	   共生社会実現  に向けて、福	福祉教育の推進	福祉意識の醸成を目的とした福祉教育が町内全域で展開できている。
	祉のまちづく りに取り組み ます	新しい福祉教育のプログラムづくり	学校と地域が主体となって継続的に福祉教育に取り組むことができるようなプログラムができている。
		職員の福祉意識の醸成	社会福祉協議会職員の知識や技術の習得と福祉意識の向上を図る ため、先進事例の分析や研修等に積極的に取り組み、キャリアデ ザインを描いている。
		社会福祉協議会会費 への新規法人会員の 獲得	法人会員を増やすため、町内の企業への加入促進に努めている。
		共同募金事業	町内の共同募金協力型自動販売機の設置台数を増やすため、町内 の企業、団体、福祉施設等に依頼できている。また、寄付型商品 の開発を県内企業等とコラボレ商品化ができている。
		民間財源等の活用の 検討	賛同いただける事業を企画し、その上でクラウド・ファンディン グが財源として活用されている。
		広報事業(アプリの開 発)	各職員が広報紙やホームページ、SNS等を積極的に活用し、広報を行っている。
		社会福祉協議会の取り組みの見える化	地域住民、企業、学生等に対し、社会福祉協議会の活動内容がわかりですく伝達できるよう、効果的な広報に取り組んでいる。
		職員の広報意識の向 上と広報ノウハウの 取得	各職員が広報活動の意義を理解し、本町の状況や先進事例等を分析し、戦略的な広報を実施している。

(5年後の目標)

# 【基本目標2】 住民の困りごとを受け止める総合相談体制づくり

番号	基本施策	主な事業名	5 年後の目標(姿)
2-(1)	2-(1) 困りごとを抱 えた人が相談 や支援につな	総合相談事業	専門職を中心に、職員のスキルアップを図り、各種相談に対し誰もが的確な回答やつなぎができる相談体制が構築できている。併せて旧小学校区を活用した総合相談所として横断的な対応ができている。
	がるための包 括的な相談窓 ロを構築しま	生活困窮者自立支援 事業	生活困窮者を早期に把握し、包括的に相談対応することができるよう職員が配置されている。
	<del>व</del>	コーディネーション 力の高い専門職の養 成と配置	福祉や生活全般の困りごとなど、様々な相談を受け付けるコーディネーション力の高い専門職を設置している。
		コーディネーション 力の向上	配置された専門職のコーディネーション力が向上するよう、積極 的に研修等に取り組んでいる。
		ふれあい相談事業	研修等により相談員の対応力が向上し、一定の知識が備わった相 談員が相談に対し的確な回答やつなぎができる状態になってい る。
2-(2)	情報が本当に必要な人に届	情報が届かない方へ の情報発信の強化	地域から孤立しがちな人や困りごとを抱えている人に関する情報 を得、当事者に対して、社会福祉協議会が相談窓口となり福祉サ ービス等について情報提供を行うことができている。
	くよう、情報 発信を強化し ます	専門職によるアウト リーチ	専門職が福祉関係者や地域関係者と連携し、地域に出向き、SOS を出すことができていない人の把握に努めている。
2-(3)	困りごとを抱 えた人が自立 して生活でき るよう支援の	福祉サービス利用援助事業	判断能力が不十分な高齢者や障害者等に対し、福祉サービス利用 手続きの援助、日常生活上の手続きの援助、日常的な金銭管理等 の支援を継続して行っている他、行政と連携し市民後見人育成研 修などを開催し成年後見人制度の認知を深めることができてい る。
	充実を図りま す	生活困窮者自立支援 事業【再掲】	生活困窮者を早期に把握し、包括的に相談対応し、支援を行うことで相談者の自立を目指すことができている。ひきこもりの実態 把握に努め、支援を実施している。
		資金貸付事業(たすけあい金庫)	制度につながらない利用者へ一時的に貸付対応している。
		資金貸付事業(生活福祉資金)	償還率の向上を図ることができるよう、利用者の状況を詳細に把握し、県社会福祉協議会と連携して対応している。
		当事者サロンやグル ープ支援の推進	困りごとを抱えた人が自立した生活ができるよう次のステップと なるためのサロンやグループが設置できている。

# (5年後の目標)

# 【基本目標3】 安心・安全な支え合いのまちづくり

番号	基本施策	主な事業名	5 年後の目標(姿)
3-(1)	災害時に備えた 地域づくりを推	事業継続計画 (BCP)の検証	職員が大規模災害時の初動期から的確に行動できるよう取り組ん でいる。
	進します。   	   災害時協定の締結 	災害時に連携や協力の必要な企業や団体等を抽出するとともに、 災害時協定を5年間で5か所以上締結できるよう取り組んでいる。
		防災対応能力向上の ための職員研修及び 訓練の実施	全職員が計画やマニュアルの内容を把握し、自分の役割を理解するとともに、各職員が何をすべきか指示できるようになっている。
		災害ボランティア 事前登録制度の充実	災害ボランティア登録者を増やすよう、ホームページやSNS、災害アプリを用いたグーグルフォームを導入するなど、多様な手段で多世代に広報や事前登録を促し、目的やねらいを世代に応じて明確に伝えている。
		災害ボランティア研 修及び活動訓練の実 施	災害時に大きな役割を担う高校生や県内大学生、企業や団体等の 職員が積極的に参加できる研修や防災イベントに参加するなどよ り実践的な訓練を実施している。
		災害ボランティアセ ンター設置運営事業	大規模災害時に、72時間以内に災害ボランティアセンターが設置 できるよう取り組んでいる。
		災害ボランティア活 動の基盤強化	災害時受援計画と整合性を図るとともに、ボランティアが円滑かつ的確に被災者の支援ができるよう、行政と協議し、災害ボランティアセンターの機能が強化されている。
3-(2)	新しい参加と支 え合いを生み出 す仕組みをつく	ボランティアセンタ 一活動事業	誰もがボランティア活動に取り組むことができる環境を整え、地域の支え合う関係やつながりを構築することで、多様な主体が共同して地域の生活課題を解決している。また、新たに助成金制度が創設され、活動を後押しできる環境が整っている。
	ります	新しい社会貢献的ボ ランティアプログラ ムづくり	社会貢献活動を推進し、数多くの活動の場を提供できるよう、様々な分野のプログラムづくりに取り組んでいる。また、地区社協を主体に地域の実情に合わせたボランティアシステムが構築されている。(ポイントカード会と連携したボランティアポイント制の確立)
		農福連携及び水福連 携の推進	事業者と利用者とのマッチングに取組んでおり、地域資源×地域 人材が円滑に進んでいる。またそのことで持続可能な地域社会に 結びついている。
3-(3)	安心して暮らせるやさしいまち	空き家活用推進事業	地域住民と行政、社協が連携し空き家を活用した居場所が町内に 5箇所開所されている。
	づくりを推進し  ます 	生活支援体制整備 事業【再掲】	旧小学校区11地区で、地域住民により、ひとり暮らしの高齢者の 見守り活動を実施している。
		移送サービス提供体 制の検討	旧小学校区11地区で、地区社協を主体とした地域住民により、移 送サービスの提供や買い物等の体制が整っている。

# ∥3 アンケート調査結果からみる現状

# (1)調査の概要

### ① 調査の目的

本調査は、福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、意見・要望を広く聞き、「第2次紫波町地域福祉活動計画」の策定するための基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施したものです。

## ② 調査対象

紫波町に住む 18 歳以上の住民を対象に年齢男女、居住地区を考慮した上で 無作為抽出

## ③ 調査期間

令和4年8月12日から令和4年9月30日まで

### ④ 調査方法

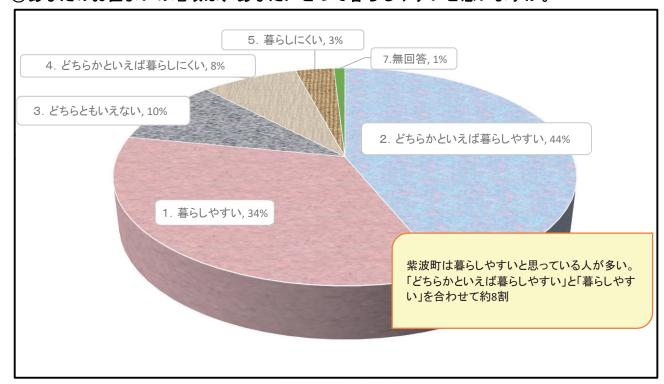
郵送による配布・回収

### ⑤ 回収結果

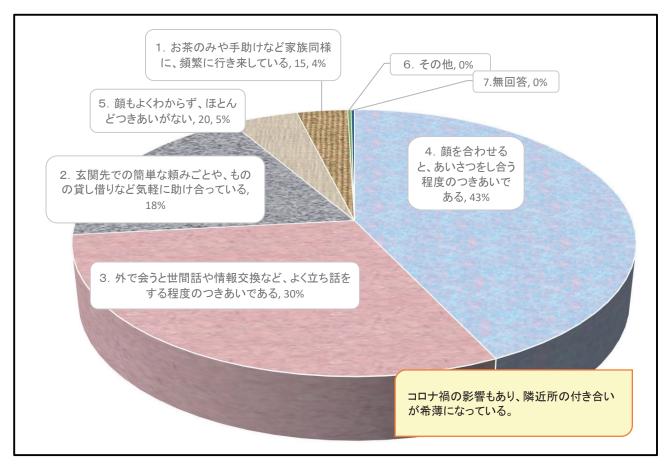
配布数	有効回収数	有効回収率	
1, 450 件	438 件	30. 1%	

# (2)調査結果(抜粋)

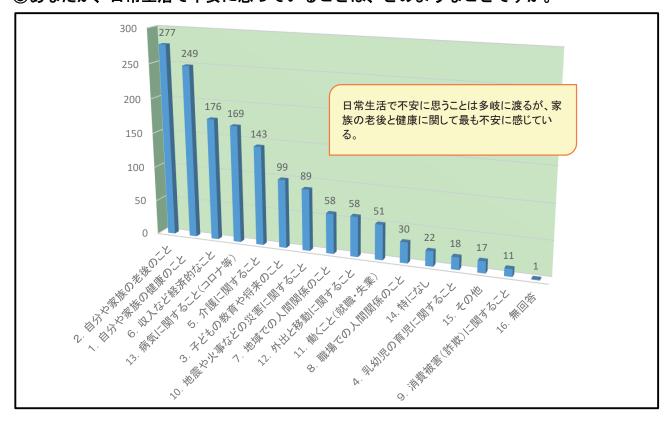
## ①あなたのお住まいの地域は、あなたにとって暮らしやすいと思いますか。



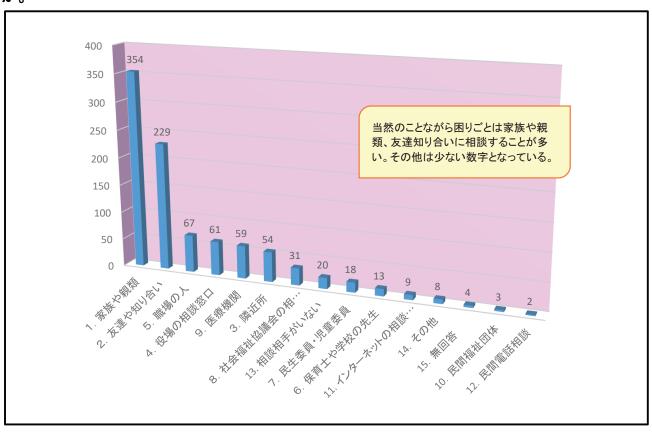
# ②あなたは隣近所の人と、どの程度のおつきあいがありますか。



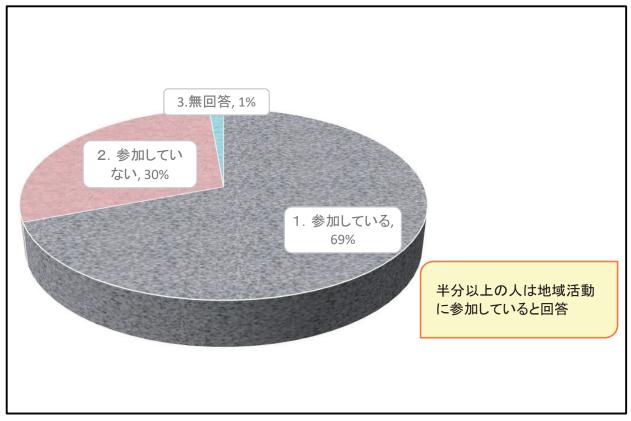
## ③あなたが、日常生活で不安に思っていることは、どのようなことですか。



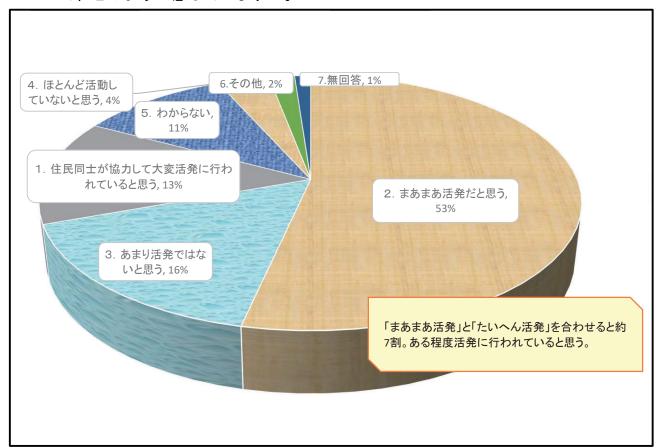
# ④あなたは、毎日暮らしの中で困ったり、不安を感じたとき誰に(どこに)相談しますか。



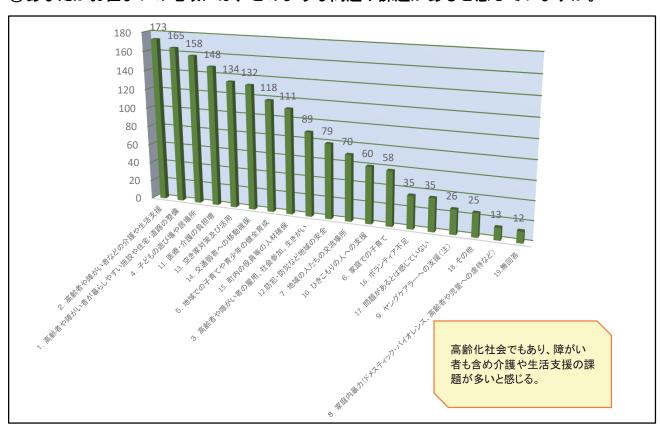
⑥あなたは、地域での活動(町内会、子ども会など、主にあなたのお住まいの地域を対象とした活動)に参加していますか。



# ⑦あなたは、お住まいの地域の様々な住民活動(清掃活動や祭り、子ども会、PTAなど)について、どのように感じていますか。

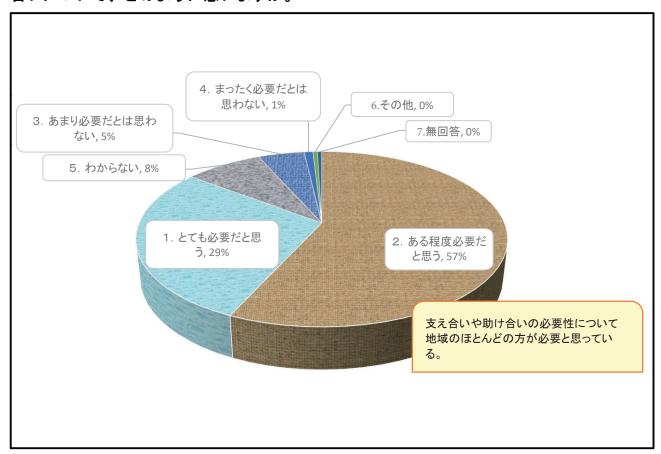


## ⑧あなたがお住まいの地域には、どのような問題や課題があると感じていますか。

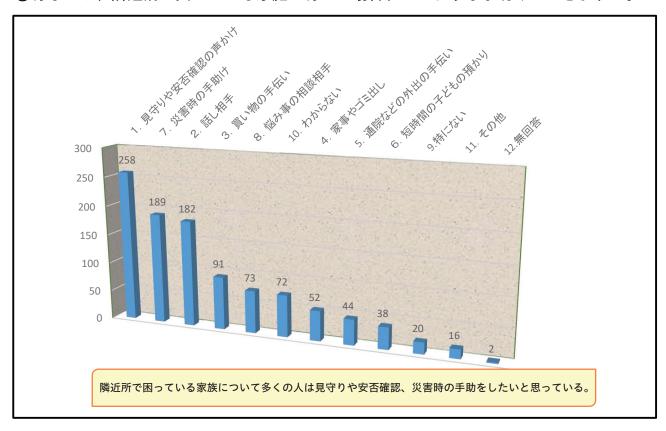


## 資料編

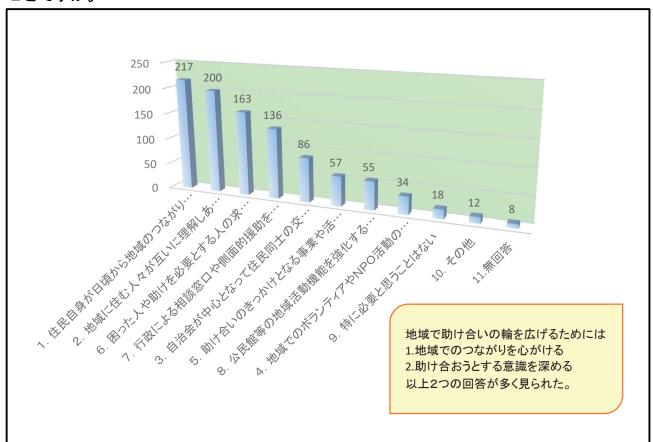
⑨あなたは、お住まいの地域の様々な問題や課題に対して行う住民相互の支え合いや助け合いについて、どのように思いますか。



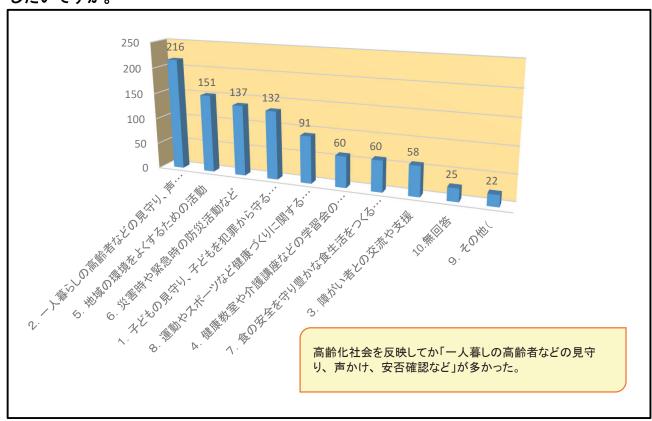
⑩あなたは、隣近所に困っている家庭があった場合、どのような手助けができますか。



# ①地域で助け合いの輪を広げていくために、あなたが特に必要だと思うことはどのようなことですか。

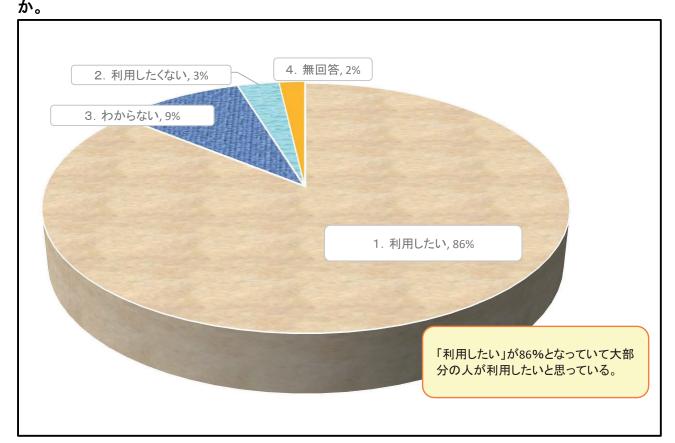


# ⑫あなたが現在参加している活動も含め、これから参加するとすれば、どのような活動をしたいですか。

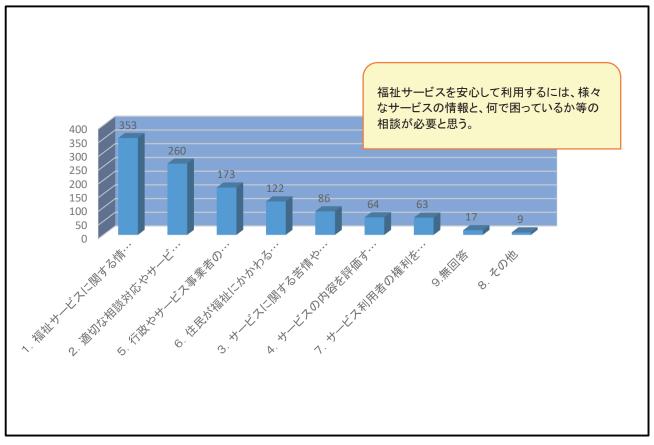


資料編

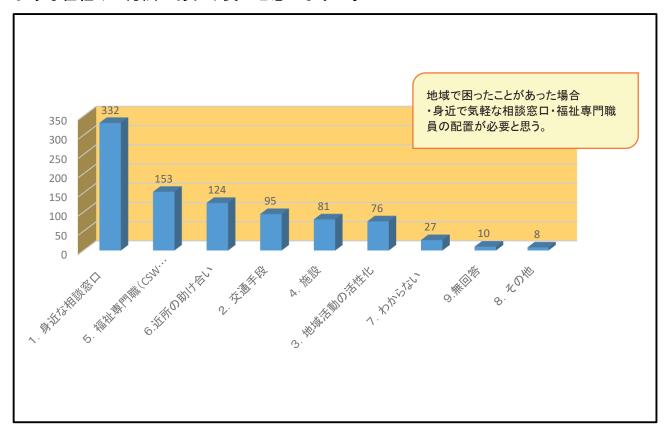
③あなたやあなたの家族に福祉サービスが必要になったとき、サービスを利用したいです



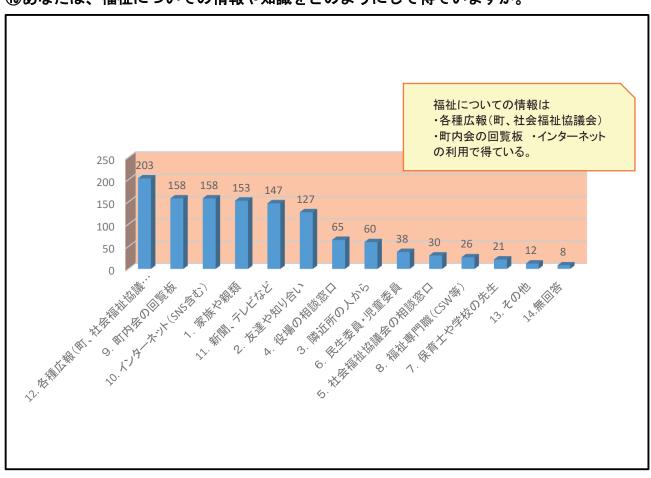
(4) 自分に最適の福祉サービスを安心して利用するためには、今後どのようなことに取り組む必要があると思いますか。



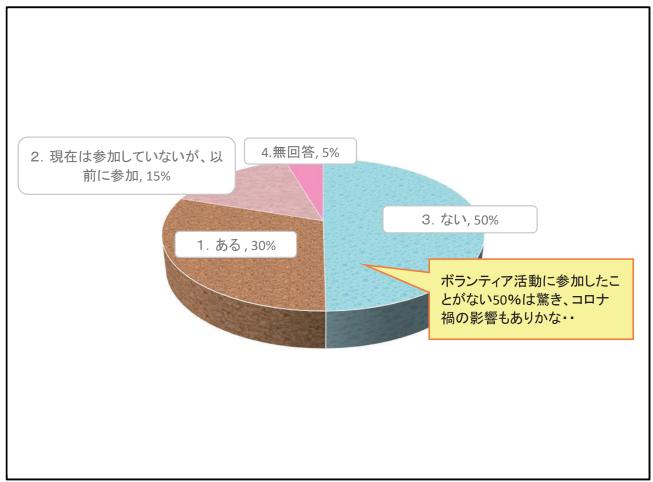
**⑤あなたがお住まいの地域で困ったことがあった場合、スムーズに解決するためにはどのような仕組み・方法があれば良いと思いますか。** 



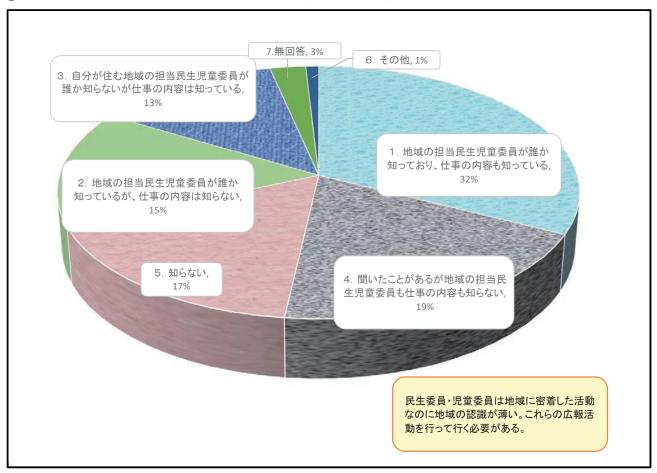
⑥あなたは、福祉についての情報や知識をどのようにして得ていますか。



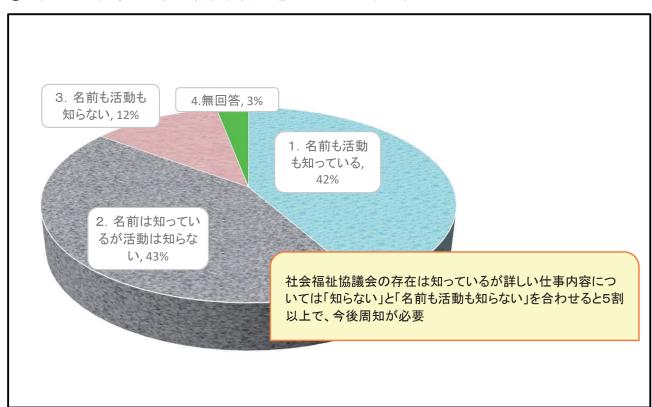
# ⑱あなたは、今までにボランティアに参加したことがありますか。



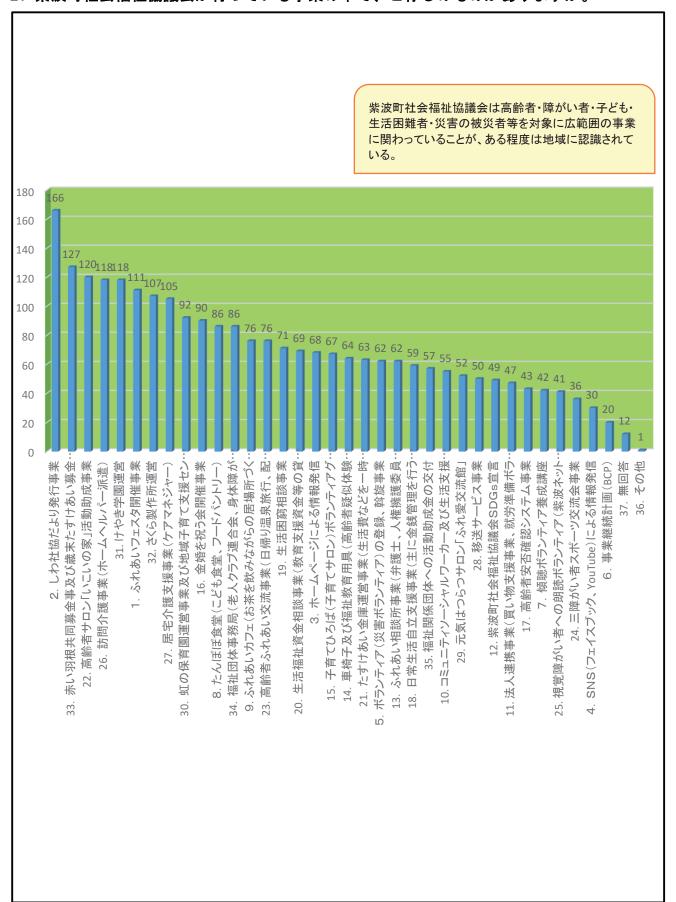
## ⑨あなたは全地区に配置されている民生委員・児童委員をこれまでご存じでしたか。



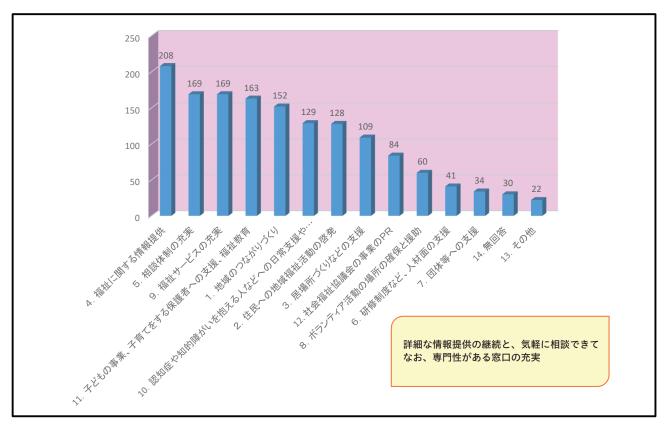
## ② あなたは、紫波町社会福祉協議会を知っていますか。



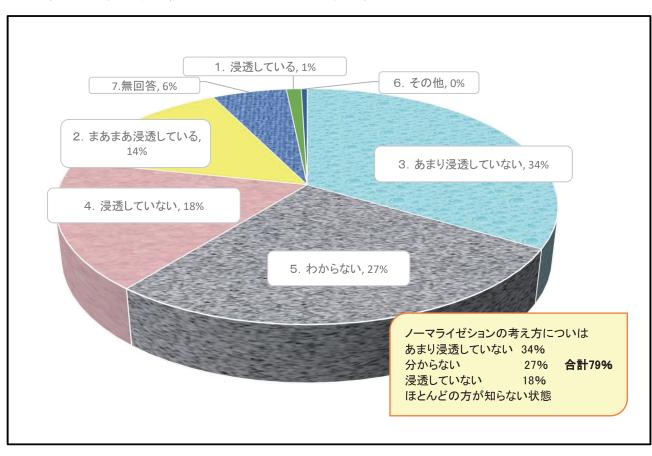
## 21 紫波町社会福祉協議会が行っている事業の中で、ご存じのものがありますか。



## 22 あなたが、紫波町社会福祉協議会に期待することはどのようなことですか。

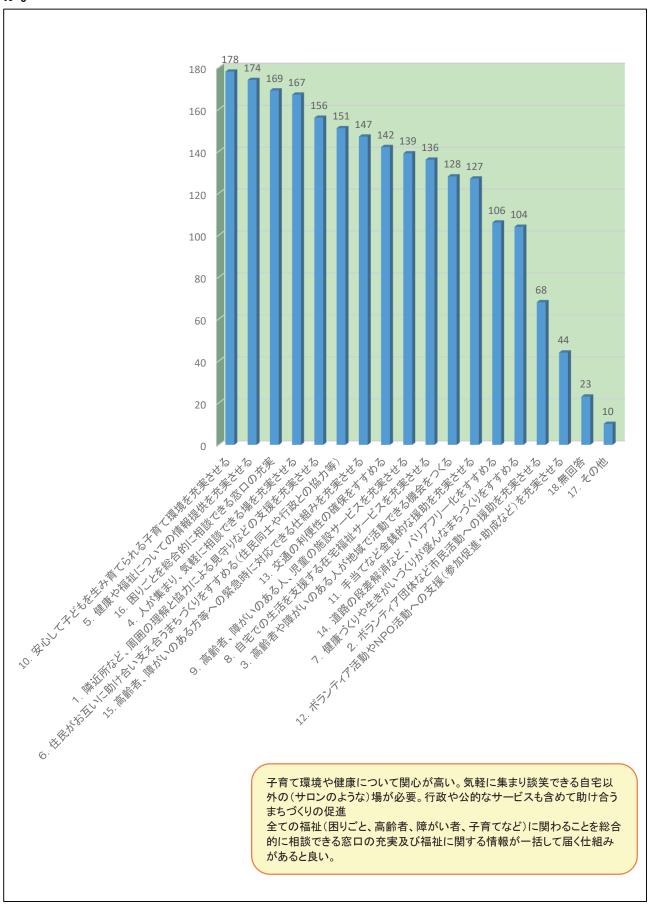


# 23 誰もが一人の人間として不自由なく地域で暮らすことのできる(ノーマライゼーション)考え方が、地域に浸透していると思いますか。



資料編

24 福祉施策をより充実していくために、あなたが重要と考える取り組みはどれですか。



# 4 第2次紫波町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

# ●策定委員

No.	選出団体・役職名	B	:名		備考
1	NPO法人紫波さぷり代表	細川	恵	子	委員長
2	紫波町民生児童委員協議会長	石 亀	孝	文	副委員長
3	紫波町民生児童委員協議会副会長	佐藤	榮	子	
4	社会福祉法人紫波会「にいやま荘」施設長	藤 尾	天	右	
5	紫波町生活部長	中田	秀	男	
6	赤石地区社会福祉協議会事務局	岡市	久事	美子	
7	古館まちづくりの会理事	水本	千月	惠子	
8	法人会員	渡邊	暢	也	
9	農業事業者	吉田	和	希	
10	オレンジの会	侘 美	陽	子	
11	NPO法人片寄こどもクラブ理事長	川村	真須	奈美	
12	紫波町こども課長	吉田	真	理	
13	一般公募	皿井	富約	紀子	
14	一般公募	齊藤	かる	おり	

# ●任 期:令和4年7月5日から計画策定が終了する時まで

# 5 第2次紫波町地域福祉活動計画作業委員会委員名簿

# ●作業委員

No.	部門		役	<b>世</b>	ŧ			氏	名	
1		所				長	藤	尾	美泽	津江
2	-+ 88 A =# <del>-*</del> **=r	訪	問	介	護	員	遠	藤	由	紀
3	訪問介護事業所	訪	問	介	護	員	大川	原	文	子
4		訪	問	介	護	員	東	山	俊	子
5	足字人雜士採束类配	主任	壬介語	雙支捷	爰専	門員	足	利	みと	ごり
6	居宅介護支援事業所	主任	壬介語	雙支抗	爰専	門員	遠	藤	みり	bき
7	ふれ愛交流館(通所ディサービス)	指		導		員	Ш	原	艶	子
8		園				長	戸	塚	美名	<b>除子</b>
9	虹の保育園	主	任	保	育	±	吉	田	智	美
10		保		育		±	長名	}JII	万智	冒子
11	나 N 논쯤(E)	施		設		長	鷹	觜	武	寿
12	けやき学園	職	業	指	導	員	北	條	ひた	いる
13	(就労継続・生活介護事業)	職	業	指	導	員	北	田		新
14	さくら製作所	施		設		長	成	海	鋭	昭
15	(就労継続支援事業所)	生	活	支	援	員	畠	山	結	奈
16		主				幹	谷士	也舘		勝
17	紫波町役場生活部	主				任	大	石	達	也
18		主				任	橋	本	真	_
19		常利	务理事	事兼事	事務人	司長	小日	3中	修	=
20		主	任	•	主	査	佐	藤		薫
21		主	任		主	査	作	山	文	浩
22	事務局	主	任		主	事	村	松	敏	彦
23		主		事		補	小	Ш	和	葉
24		事	矜	i	局	員	吉	畄	奈絲	者美
25			務	i	局	員	菅	波	久美	<b>美子</b>
26		事	務	; ;	局	員	細	田	和	子

# ●アドバイザー

No.	所属	役	職		氏	名	
1	岩手県社会福祉協議会地域福祉企画部	主	査	菊	池	伸	哉

# 6 策定経過

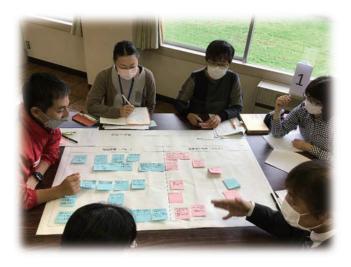
# (1) 策定委員会の開催

回	開催期日	内容	人数	
1	令和4年 7月 5日(金)	・委員長、副委員長の互選について		
		・活動計画策定の概要について	12 名	
		・活動計画策定に伴う収支予算について	12 12	
		・今後のスケジュールについて		
2	令和4年10月6日(木)	● 4 グループにわかれてワークショップ	13 名	
		・福祉課題と必要な仕組みについて	10 10	
		● 4 グループにわかれてワークショップ		
3	令和4年12月9日(金)	・活動計画の素案について	10 名	
		・パブリック・コメントの実施について		
4	令和5年 2月17日(金)	・活動計画の原案について	10.57	
		・活動計画策定に伴う収支について	12 名	

# (2) 作業委員会の開催

回	開催期日	内容	人数
1	令和4年 7月15日(金)	● 5 グループにわかれてワークショップ ・福祉課題と必要な仕組みについて	22 名
2	令和4年 9月16日(金)	● 5 グループにわかれてワークショップ ・前回の内容を踏まえた具体的事業立案 について	21 名
3	令和4年10月14日(金)	<ul><li>●4グループにわかれてワークショップ</li><li>・第2次計画に盛り込むべき事業の整理</li><li>について</li></ul>	25 名
4	令和4年11月11日(金)	<ul><li>●5グループにわかれてワークショップ</li><li>・アンケート結果を踏まえた具体的事業</li><li>立案について</li></ul>	21 名
5	令和4年12月16日(金)	● 4 グループにわかれてワークショップ ・活動計画の素案について	19 名
6	令和5年 1月27日(金)	●3グループにわかれてワークショップ ・活動計画の原案について	19 名

# (3) 計画策定にかかる各種委員会でのワークショップの様子

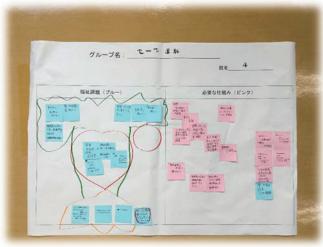
























# ∥7 素案へのパブリック・コメント実施要領

## 1 募集の趣旨

社会福祉法人紫波町社会福祉協議会「第2次紫波町地域福祉活動計画」の作成にあたり、広くその素案を公表し、町民からの意見を反映させることを目的に、パブリック・コメントを実施する。

## 2 パブリック・コメントの対象

社会福祉法人紫波町社会福祉協議会「第2次紫波町地域福祉活動計画」(素案)とする。

## 3 周知方法

- (1) しわ社協だよりへの掲載
- (2) 紫波町役場及び紫波町社会福祉協議会ホームページ
- (3) 紫波町社会福祉協議会フェイスブック

## 4 計画の閲覧方法

(1) 閲覧期間

令和4年12月23日(金)から令和5年1月20日(金)まで

- (2) 閲覧場所
  - ①紫波町役場健康福祉課福祉係
  - ②紫波町役場長寿介護課高齢者支援係
  - ③紫波町役場こども課保育係
  - ④紫波町総合福祉センター
  - ⑤けやき学園
  - ⑥さくら製作所
  - ⑦虹の保育園
  - ⑧ゆいっとサロン
  - ⑨紫波町役場及び紫波町社会福祉協議会ホームページ

## 5 意見募集期間

令和4年12月23日(金)から令和5年1月20日(金)まで ※郵送の場合は、消印有効とする

## 6 意見の提出方法

意見について、任意様式にて住所、氏名、連絡先を記入の上、下記の方法により提出するものとする。

(1) 持参する場合紫波町社会福祉協議会へ提出

(2) 郵送する場合

〒028-3304 紫波町二日町字古館 356-1 紫波町社会福祉協議会宛

(3) ファックスで送信する場合

FAX: 019-672-5039 (紫波町社会福祉協議会)

(4) 電子データで送信する場合

e-mail:shiwa-shakyo@ce.wakwak.com

# 7 意見の取り扱い

- (1) 提出された意見は、「第2次紫波町地域福祉活動計画」策定の参考とする。 なお、提出された意見については、個人情報を除き、意見の概要及び紫波町社会 福祉協議会の考え方を本要領に掲げた場所等で公表する。
- (2) 提出された意見に対して、個別の回答はしない。

# 8 関係資料

社会福祉法人紫波町社会福祉協議会「第2次紫波町地域福祉活動計画」(素案)

# 9 問合せ先

社会福祉法人紫波町社会福祉協議会

電話番号:019-672-3258/Eメール:shiwa-shakyo@ce.wakwak.com

# 8 関係法令

### 社会福祉法 (抄)

(地域福祉の推進)

- 第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を 行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地 域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あら ゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければな らない。
- 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

### (市町村地域福祉計画)

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める 計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
  - (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、 地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるも のとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

- 第109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
  - (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
  - (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
  - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
  - (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために 必要な事業

# 9 計画に出てくる用語説明

### ダブルケア (P1、P18)

育児と介護を同時に行う必要がある状況のこと。子の育児と親の介護を担うことを指すことが多いが、広義では、子だけでなく孫の育児、親だけでなく祖父母の介護も含まれる。

### 8050問題 (P1)

ひきこもりの長期化等により、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしま うこと。80代の親と50代の子で、親が要介護状態に陥ると問題が表面化することに由来する。

### 地域共生社会(P2)

制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が 我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいや地域を共に創っていく社会のこと。

### **NPO** (P38)

Non Profit Organizationの略。「民間」の「非営利団体」を指す言葉として用いられ、ボランティア団体や市民活動団体をはじめ、社会貢献活動を行う民間非営利組織に対して使われている。

## 合計特殊出生率 (P10)

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を推計した数字。15歳から49歳までの女性に限定し、その年の各年齢の出生率を足し合わせたもの。

#### サロン (P13、P14、P22、P23)

高齢者や障害者、子育て家庭などが地域の中で孤立した生活を送ることがないよう、地域の 身近な場所で気軽に集まり、仲間づくりや交流、情報交換などを行うことを目的とした住民 主体の活動

### コミュニティソーシャルワーカー (P20、P21、P29)

地域住民の地域活動支援や、地域内での各関係団体や個人、団体などをつなぐ役割などを担い、住民が主体となった福祉の組織づくりや活動づくりの地域支援にあたる専門職

#### 生活支援コーディネーター (P20、P21、P22)

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす専門職

## SNS (P24, P25, P29)

Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン、パソコン用のWebサービスの総称

### コーディネーション (P26、P27)

ある目的達成のために、その目的に適合しそうな社会資源を調整すること。社会福祉の領域においては、「協働」「連携」「連絡調整」などの意味

### アウトリーチ (P27)

積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること。

### 成年後見制度 (P30)

知的障害、精神障害、認知症等で判断能力が不十分な成年者を保護するため、判断能力が不十分な人の契約締結等を代わりに行う後見人の選任や、本人が誤った判断で契約を締結した場合に、取り消すことができるようにする等、本人を不利益から守る制度

### 事業継続計画 (BCP) (P32、P33)

Business Continuity Planの略。自然災害などの緊急事態において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能にするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続の方法や手段を取り決めておく計画のこと。

### 災害ボランティアセンター (P32、P33)

災害時に被災地のボランティア活動を行うための拠点。被災した地域の社会福祉協議会や 行政、NPO・NGO、地域住民等が協働して担うことが多く、被災地での被災者の困りごとの把 握、ボランティアの受け入れや調整、被災者の支援活動などを行う。

### **DV** (P36)

Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス) の略。同居関係にある配偶者や内縁関係など親密な関係にある男女間における家庭内暴力のこと。

### 移送サービス (P36)

福祉有償運送、運転ボランティア、通院介助サービス、福祉車両貸出など、自力での移動が 困難な高齢者や障害者等に対して行う外出支援サービスのこと。

## 第2次 紫波町地域福祉活動計画

発行年月:令和5年(2023年)3月

編 集:社会福祉法人 紫波町社会福祉協議会

〒028-3304 岩手県紫波郡紫波町二日町字古舘 356-1

(紫波町総合福祉センター内)

電 話:019-672-3258

F A X: 019-672-5039

メ — ル: shiwa-shakyo@ce. wakwak. com

紫波町社会福祉協議会ホームページ

http://www.shiwa-shakyo.or.jp/

